

LIBRA

2019年 6月号

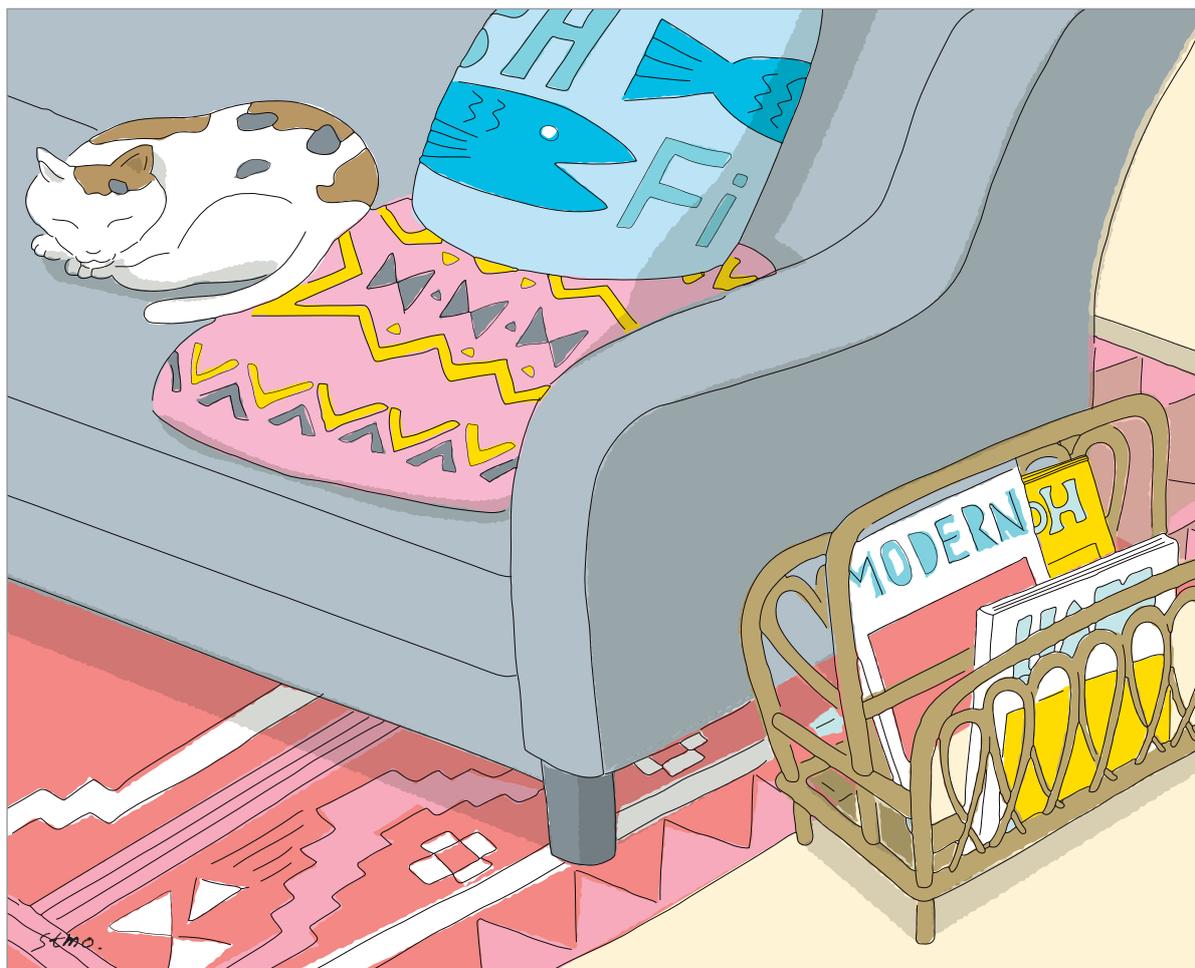
〈特集〉

東京三弁護士会合同研修会

成年後見実務の運用と諸問題

〈インタビュー〉

俳優 篠山輝信 さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2019年6月号

特集

02 東京三弁護士会合同研修会 成年後見実務の運用と諸問題

インタビュー

22 俳優 篠山輝信さん

ニュース&トピックス

29 シンポジウム「医療事件における医学文献等の収集と活用の実際」

連載等

- 26 東京三弁護士会 裁判員制度協議会 企画
模擬裁判・模擬評議をのぞいてみませんか
- 30 常議員会報告（2019年度 第2回）
- 32 東京弁護士会市民会議
第47回 公益通報制度と日本版司法取引制度
- 36 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「刑の執行猶予と保護観察について」 増田径子
- 37 今、憲法問題を語る
第91回 「死刑と憲法」をあらためて考える 伊井和彦
- 38 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第96回 企業内弁護士への業務妨害 金谷達男
- 39 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第32回 女性弁護士カフェ～多彩なロールモデルからヒントが見つかる～に参加して
木村佐知子
- 40 近時の労働判例
第74回 大阪高裁平成28年11月29日判決 石川かほり
- 42 刑弁でGO!
第85回 北九州視察 樋口裕子
- 44 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第77回 新進委員会OB・OGに聞く ～vol.2 二代目委員長 杉村亜紀子会員 編～
安田善紀・齋藤 魁
- 46 わたしの修習時代：短くも密度の濃かった修習生活 54期 中川素充
- 47 70期リレーエッセイ：東京の女性弁護士として 家高陽子
- 48 心に残る映画：『ダークナイト』 藤田達郎
- 49 コーヒーブレイク：料理を嗜む 篠田恵里香
- 50 追悼
- 51 会長声明
- 52 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 58 インフォメーション

東京三弁護士会合同研修会 成年後見実務の運用と諸問題

2018年12月20日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの浅岡千香子裁判官、小西俊輔裁判官、島田壮一郎裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

本研修会は、東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた後見人選任の在り方及び報酬付与の在り方並びに2018年6月1日から取扱いが開始された後見制度支援預金について説明していただいた。

講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができ、大変有意義なものだったが、今回の研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供し、今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった次第である。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会)

日 時：2018年12月20日(木) 午後6時00分

場 所：弁護士会館 2階 講堂クレオ ABC

講 演：東京家庭裁判所判事 浅岡 千香子 氏
東京家庭裁判所判事補 小西 俊輔 氏
東京家庭裁判所判事補 島田 壮一郎 氏

CONTENTS

後見センターにおける後見開始等に関する最新のデータ	3頁
申立てから開始まで	3頁
後見事務	5頁
辞任・終了・引継ぎ	7頁
その他裁判所への質問	11頁
その他裁判所への要望	13頁
基本計画を踏まえた後見人選任の在り方	14頁
基本計画を踏まえた報酬付与の在り方	19頁
裁判所からのお知らせ	20頁

後見センターにおける 後見開始等に関する最新のデータ

1 後見開始等事件の終局件数

成年後見開始、保佐開始、補助開始、及び任意後見監督人選任について、平成30年1月から11月の間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約2950件であり、内訳は、成年後見開始が約2340件（約79%）、保佐開始が約430件（約14%）、補助開始が約120件（約4%）、任意後見監督人選任が約100件（約3%）になっている。これらの事件について、認容されたものは2900件弱となっており、全体で約97%を占めている。

なお、昨年の研修で示した終局件数は合計で約3160件であったが、この数字には後見等の取消事件も含まれていたことが分かったため、この点を調整すると、平成30年は平成29年と比べて130件ほど減少していることになる。終局件数は若干減少しているが、各事件の割合と傾向自体は昨年とほとんど変わっていない。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成29年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1か月以内が67.6%（昨年62.4%）、3か月以内が93.9%（昨年92.5%）、6か月以内が98.5%（昨年98.7%）となっている。

3 開始等事件における 後見人等に占める弁護士の割合

平成29年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人の割合は31.7%（昨年32.4%）、弁護士後見人の割合は21%（昨年21.2%）、司法書士後見人の割合は30%（昨年30.3%）、社会福祉士後見人の割合は8.6%（昨年8.4%）となっている。

申立てから開始まで

1 首長申立てについて

首長申立てにつき、住民票上の住所と居所が異なる場合（例えば、住民票は渋谷区にあるが、八王子市の有料老人ホームに入居しているなど）、どちらの首長の申立てを認めるのか。原則は住民票上の住所で決すると思うが、住所地特例（介護保険施設等に入所することにより、施設の所在地に市町村の区域を越えて住所を移転した被保険者について、引き続き従前市町村（住所移転前に保険者であった市町村）の被保険者とする特例）の場合は、従前の首長の申立てを認めているとの取扱いがあるか。

首長申立ての設問のような事例に関して、後見センターにおいて特に申し合わせて取扱いを統一しているということではなく、個別事案ごとに裁判官が判断している。

首長申立てに関する規定を見ると、例えば老人福祉法32条では、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法7条の後見開始に規定する審判の請求をすることができるとされている。知的障害者福祉法28条は知的障害者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2は精神障害者について同じような規定を設けている。

本設問はこれらの条文の解釈の問題だと考えられるところ、老人福祉法についてどのような解釈がとられているかを見ると、首長申立ての規定が設けられた改正法の解説の資料によると、老人福祉法5条の4などの規定に基づいて、市町村が高齢者に対する在宅サービス及び施設サービスに関する事務を一元的に行っており、これらの業務の過程において市町村が成年後見制度の対象者の状況を的確に把握していることが、市長村長に申立権を認める理由とされている。このような立法趣旨を踏まえて厳格に解釈するとすれば、高齢者に対する在宅サービスや施設サービスに関する事務

を取り扱う市町村の首長のみで申立権が認められるという考え方もあり得ると思われる。

しかし、老人福祉法32条では、申立ての対象となる65歳以上の者について特に住所地などを限定している規定はない。裁判所としては、首長において本人の福祉を図るため特に必要があると判断されて後見開始の審判を申し立てられ、しかも添付資料からもその市町村が本人の状況を的確に把握していることがうかがわれる場合には、本人の住民票上の住所がどの市町村にあるかということや、本人に対する各種サービスに関する事務をどの市町村が取り扱っているかという点を、さほど厳密に見ていくのではなく、比較的緩やかに首長申立てを認めているのが実情である。

2 対立親族が本人を囲い込んでいる場合における手続

親族による本人の囲い込みの事案で、本人の事理弁識能力につき客観的資料の入手ができないまま後見申立てをした場合、裁判所は、どのように対応してくれるのか。親族による囲い込みではなく、本人が医師の受診を頑なに拒否しており、通院歴も要介護認定もない場合はどうか。

施設で暮らす認知症の両親に会おうとした長女が実兄である長男に面会を阻まれているのは不当として、裁判所に妨害を禁じるよう求めた仮処分手続で、横浜地裁は、兄と施設側に「妹と両親の面会を妨害してはならない」と命じる決定を出したとの記事があったが、東京家裁でも、地裁でこのような決定が出された後に申立てがなされたケースはあったか。

後見開始の実体的要件である「本人が事理弁識能力を欠く状況にあることというもの」については、原則として、本人について鑑定をすることにより判断することとされている。設問の事案では、本人の事理弁識能力について客観的資料の入手ができないまま後見申立てがされているため、原則どおり鑑定人を指定して鑑定を実施することを裁判所としては検討すること

になる。

設問のうち、親族による本人の囲い込みの事案については、まずは裁判所から囲い込みをしている当該親族に対して、職権調査の一環として親族照会を行うことが多い。親族照会においては、親族に対して本人について後見開始の申立てがあったことを知らせるとともに、後見開始についての意見などを聞き、併せて鑑定に対して協力していただけるかも聞いている。申立てに対して、親族の協力を得ることができずに診断書等が取得されない事案でも、裁判所が行う鑑定であれば協力できるという回答がされる場合も多く、親族照会の段階で親族の協力を得られることが明らかになった場合は、鑑定を実施することになる。

親族照会において鑑定に対する協力が得られないことが明らかになった場合でも、その親族が後見制度についての理解不足や誤解などに基づいて後見の開始や鑑定を拒否していることも多い。そのため、家庭裁判所調査官による親族調査を行い、当該親族の意向等を確認する中で、調査官が中立の立場で制度や手続に関する説明を行いつつ、鑑定への協力を求めている。ほとんどのケースでは、この段階で鑑定を実施することができている。

ただし、親族間の対立が激しい事案では、家庭裁判所調査官の働きかけにも親族が耳を貸さずに、事実上鑑定を実施することができない場合もある。このような場合には、例えば審問期日を指定して当該親族を呼び出して、裁判官から当該親族に対して審問を実施する中で制度利用についての理解を求めるともある。

次に、親族による囲い込みではなくて、本人が医師の受診などを頑なに拒否している場合、さらに通院歴や要介護認定もない場合も、基本的には親族による囲い込みの事案と同様で、家庭裁判所調査官による本人調査を行い、本人の意向等を確認する中で本人に対して制度や手続に関する説明を行いつつ、鑑定への協力を求めている。

なお、横浜地裁の仮処分の決定について言及されているところがあるが、東京家裁後見センターでは把握していないため、回答することは困難である。

後見事務

1 死後事務委任契約の締結の可否について

本人の推定相続人が高齢の親しかおらず、本人が亡くなるころには相続人がいないことが予想されるケースで、後見人が葬儀・供養・墓じまいなどの火葬・埋葬を超える事務を内容とする死後事務委任契約を第三者と締結することは許容されるか。

葬儀、供養、墓じまい等は、葬儀については主宰者（喪主）が葬祭業者と契約を締結して費用を負担し、供養や墓じまいについては祭祀承継者が寺院や墓地の管理者等と契約を締結して行うのが通常と思われる。

設問のように本人が亡くなるころには相続人がいないことが予想される場合には、仮に正常な判断能力を有する者が同じ状況にあったとしても、生前に葬儀や供養、墓地に関する契約を締結することが想定される場所である。

成年後見においても、生前に自らの葬儀や供養に関する契約を締結して、墓参りをする人もいなくなったお墓については墓じまいをすることにより、死後に適切な葬儀や供養をしてもらえないという被後見人の不安を除去することは、被後見人の利益になり得ると考えられる。したがって、被後見人本人が希望している場合や元気だったころの発言などから、そのような希望があると推測される場合に、後見人がこれらの契約を締結することは管理財産額や他に優先すべき課題があるかといった点も含めて考慮した上での後見人の裁量判断に委ねられると考えられる。被後見人の意思を推定できない場合は、その意思の尊重の観点から問題が生じ得るが、通常、自らの死後の扱いは重大な関心事だと思われるので、本人の何らかの意思が推定できる場合が多いのではないかと考える。

2 入所施設から退去する場合における居住用不動産の処分許可の要否

高齢者住宅などで賃貸借契約を締結しているケースがあるが、その施設を退去する場合、賃貸借契約の解約として居住用不動産処分許可が必要か。本人が入院してその施設に戻る見込みがない場合と、退去して別の施設に移る場合とで違いはあるか。

居住用不動産処分許可に関する民法859条の3の規定のうち「居住の用に供する」という文言については、生活の本拠として現に居住の用に供している場合、または生活の本拠として居住の用に供する予定がある場合と解されている。また、生活の本拠として居住の用に供する具体的な予定がなくても、将来において生活の本拠として居住の用に供する可能性がある場合も含まれると解されている。したがって、過去に居住していたことがある場合にも、「居住の用に供する」不動産に含まれる場合がある。

また、居住用不動産処分に許可を要するとされた趣旨は、居住用不動産の処分が本人の身上面に与える影響の重大さを考慮したものといわれており、許可の要否もそのような観点から判断されることになる。そうすると、高齢者住宅のような施設であっても、施設に入所するに際して本人が持ち家や民間賃貸と同程度に生活の本拠とする意思を持って契約して実際に住んでいるような場合には、施設であっても居住用不動産に該当し得る。

目安を挙げると、高齢者住宅に関して賃貸借契約の形式をとり、かつ住民票上の住所もその施設に移転している場合には、民間賃貸との差を本人が意識せずに契約、居住している可能性が否定できず、原則的には居住用不動産処分許可を求めることが望ましいと思われる。他方、居住期間や本人の話などを踏まえると、単なる施設移転と評価すべき事情が認められるのであれば、居住用不動産処分許可をあえて求めなくてもよい場合もあると思われる。

さらに、設問では、本人が入院してその施設に戻る見込みがない場合と、退去して別の施設に移る場合とで違いがあるかという点もあるが、このこと自体は、直接には施設が居住用不動産に当たるか否かを左右

しないと思われる。

もっとも、居住用不動産に該当する高齢者住宅等の施設に入居しているときではなく、当該施設を事実上退去した後に、当該施設に係る賃貸借契約を解除しようとする場合には違いが生じるとされる。事実上退去した後に、当該施設に係る賃貸借契約を解除する場合、当該施設を生活の本拠とする可能性が将来にわたって全くないといえるのであれば、当該施設は、入所時には居住用不動産に該当したかもしれないが、退去した後はもはや居住用不動産には該当しなくなったとして、居住用不動産処分許可が不要であるとみる余地もある。

しかし、通常であれば、生活の本拠地として居住の用に供する可能性が将来にわたって全くない、全く戻る可能性がないとまで言える場合はそれほど多くないと考えられる。そのため、本人が元いた施設を退去して、入院してその施設に戻る見込みがないとみられる場合であれ、退去して別の施設にいったん移るという場合であれ、原則的には居住用不動産処分許可を求めることが望ましいと思われる。

また、設問とは直接関係ないが、居住用不動産処分の許可の要否ではなく、許可が認められるか否かという観点から、いくつか補足説明をする。

大きく分けて、〈1〉本人の生活、療養看護及び財産管理の観点からの処分の必要性、〈2〉処分による住環境の変化が本人の心身に与える影響、を主な考慮要素としており、申立書においてその具体的な事情の説明を求めている。

〈1〉の処分の必要性に関しては、例えば流動資産が少ないために施設費や生活費の支払に窮しているのが自宅を処分する必要があるという事情がある場合が代表的である。その他にも、例えば自宅を空き家のままにしておくことに防犯上のリスクが存在することや、台風や地震等の災害に伴って空き家が崩れたりして近隣の住宅に被害を与えてしまう可能性が存在すること、あるいは固定資産税の負担がある等といった事情が挙げられることも多くある。

〈2〉の本人の心身に与える影響に関しては、直接本人から聴取して申し立てていただくのが一番望ましい

が、後見の場合にはこれが困難な場合も多いと思われる。本人からの聴取が困難な場合にはその他の事情から判断していくことになる。例えば、本人が施設に入所してから相当期間が経過して、施設において安定した生活を送っているという場合には、元住んでいた自宅の処分については許可を認めやすいと言われる。他方、元いた自宅から施設に入所することが決まった直後の段階で、まだ本人が自宅で生活している時期にその自宅処分の許可を申し立てるような場合は、一般的には本人の心身への影響が大きいと考えられる。この場合には、本人の心身に与える影響が大きくないという具体的事情を説明していただけると判断しやすくなる。

〈1〉と〈2〉の要素に加えて、その処分が経済的に見て合理的と言えるかも考慮要素となる。例えば売却処分の場合には、不当に安い価格で売却していないかという点も処分許可を認めるかどうかの考慮要素としているので、不動産処分許可の申立ての際には不動産の価値に関する書類、例えば査定書や固定資産評価証明などの提出も求めている。

3 本人が誤って公的助成を受けていた場合の判断

本人の利用できる公的制度を利用することは、後見人の善管注意義務の範囲内と思われるが、本人が誤って受給したような場合に、その修正手続を行うことも後見人の善管注意義務の範囲内か。例えば、親族後見人が本人の全ての預貯金を自治体に開示していなかった結果として介護保険負担限度額認定証を取得できていた場合、専門職の就任後は自治体に全預貯金を開示するのは当然として、過去に介護保険負担限度額認定証により費用の支払を免れていた分についても、専門職後見人が積極的に返納等の手続を行うべきか。

親族後見人が本人の預貯金を自治体に開示していなかった具体的理由や経緯にもよるが、例に挙げられている介護保険でいうと、介護保険法22条1項の

「偽りその他不正の行為によって、保険給付を受けた」場合に該当し得ると思われる。保険給付を受けた者については、給付の価格の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができる」と規定されているので、この規定に基づいて、保険給付の内容や事案の悪質性などに応じて、給付の価格の全部または一部が徴収されたり、給付の価格の2倍に相当する金額が徴収されたりする可能性もある。

後見人が、広範な裁量を有することからすると、専門職後見人において積極的に返納等の手続を行わなかったからといって直ちに善管注意義務違反となるとまではいえないかもしれないが、しかるべき手続をしかるべき時期に行わなかったり、返納を求められる可能性があるにもかかわらず、それを考慮に入れないで収支計画を立てたりしたことにより、本人に損害が発生する場合には、裁量を逸脱したものととして善管注意義務違反に問われることもあり得ると思われる。

辞任・終了・引継ぎ

1 後見人の解任について

親族後見人に対し専門職後見監督人が選任され、その後、親族後見人から専門職後見監督人へ定期報告がなされなかったことを受けて、専門職後見監督人から後見人へスライドするよう家裁から要請されたものの、要請を拒否し、結局、成年後見監督人を辞任した事案において、定期報告を怠った親族後見人が辞任も解任もされず、他の専門職が後見人に選任（複数選任）された事案があった。

どのような事情があれば、解任事由である「不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由」（民法846条）に当たるのか。

(1) まず、平成29年度中に、後見センターにおいて解任事由があるとして後見人等を解任した件数は、6件確認することができた。いずれも、親族後見人

を職権で解任した事案である。

解任の理由としては、典型的な解任事由である「不正な行為」、すなわち、本人財産の横領・私的流用等の財産管理に関する不正に基づくものが見られたほか、裁判所や監督人等に対する報告を懈怠し、その態度に改善が見られないために「後見の任務に適しない」として解任された事案もあった。

(2) 次に、設問についてであるが、裁判所は、後見人等に「不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由」（解任事由）がある場合に、後見人等を解任することが「できる」と定められている。そのため、解任事由の「存否」の判断と、解任の「要否」の判断は別途検討する必要がある。

例えば、典型的な解任事由である本人財産の横領・私的流用（「不正な行為」）について見ると、後見センターでは、後見人等が不正な行為をしていると見られる場合で、本人の財産保護の見地から財産管理権を与えておくことが相当でないと判断されるときは、速やかに後見人等の財産管理権を失わせる措置を講じる（具体的には専門職後見人等を追加選任・権限分掌することが多い）とともに当該事実関係について調査をしていただくことが通常であるが（疑いの程度によっては、調査人という形で調査を先行していただくこともある）、調査の結果、横領の事実が確認されたとしても、さらに解任までするか否か（すなわち、身上監護のみの後見人としても排除するか）については、その被害額の多寡や被害弁償の有無、本人と後見人との関係性、身上監護面において親族後見人が果たす役割（例えば、親族後見人が本人と同居の配偶者や子などで、日頃から身上監護面において重要な役割を担っているような場合が考えられる）等の諸般の事情を考慮することになる。したがって、横領行為の存在（解任事由）が認められる場合であっても、解任までは要しない（身上監護のみの後見人等が続けてもらう）という判断をすることもある。

他方で、同じ本人財産の横領行為であっても、調査を尽くしても的確に裏付けられない（本人以外の者の利益のためにされた」と疑われる支出が認めら

れるが、その用途について確証が得られないなど場合には、解任事由が認められないという判断をすることが考えられる（ただし、この場合でも、そのような疑いを生じさせたこと自体が財産管理権を持たせておくことの不都合性を示す事情となり得るので、上述した財産管理権を失わせる措置を執り続けることが多いと思われる）。

- (3) いずれにしても、後見人等の解任はあくまで事案ごとの裁判官の個別判断であるから、このような場合はこうなるという説明をすることはできないが、設問にあるような報告懈怠の場合についての一般論を述べると、裁判所や監督人に対して行うべき報告は、後見監督の一環として行われるものといえるから（民法863条1項参照）、後見人等がこの報告を怠ることは任務懈怠と評価でき、その程度によっては解任事由を構成することがあると考えられる。もっとも、報告懈怠の理由やその後の改善状況といった事情によっては、解任事由には当たらないという判断をすることもあるだろうし、解任事由に当たる場合であっても、既に財産管理権を失わせる措置が執られているか否かや、先ほど述べた事情（本人と後見人との関係性、身上監護面において親族後見人が果たす役割等）等を踏まえて、解任までは要しないと判断することもあると考えられる。

2 後見人報酬の支払を受けるための預貯金払戻しの可否

- (1) 本人死亡後、相続人から（又は後見人辞任後に後任の後見人から）報酬が支払われない場合に、報酬を確保するためにどのような手段が考えられるか。

ア まず、後見人等の辞任後に後任の後見人等から報酬の支払を受けられない場合（本人が死亡しておらず、後見等が継続している場合）、家裁の手続において報酬請求権を直接実現する手段は規定されていない。そのため、報酬を直接的に確保する手段を裁判所のほうで想定することは困難と言わざるを

得ない。また、裁判所が後見人に対し、監督人へ報酬を支払うように促す対応をすることも難しいと言わざるを得ず、また、どれほど効果があるかも疑問である。あまりに事例が多いようであれば、裁判所としても考えなければいけないと思うので、その際は相談していただきたい。

イ 次に、本人の死亡によって後見が終了した場合についてであるが、前提として、法律上、後見報酬は本人の財産の中から付与すると定められている。したがって、本人死亡後に本人の生前における後見事務に対する最終の報酬の付与審判がなされると、報酬額は相続財産に属する債務となり、後見人は、相続人に報酬額の支払を求めることができるものと解される。この場合において、既に相続人等に本人財産の引継ぎをしているときは、それによって家裁の後見監督も終了していることになるため、家裁の手続として報酬を確保する手段を想定することは困難である。

これに対して、本人死亡後、相続人等に本人財産を引き継ぐ前の時点については、預貯金口座が凍結されているか否かによって、執り得る手段は異なると思われる。すなわち、本人死亡後であっても、預貯金口座が凍結されておらず、元後見人において払戻しが可能であれば、応急処分ないしは事務管理として、払戻しを行った上で報酬を回収することがあり得るものと思われる。預貯金口座が凍結されている場合は、報酬の支払を受けるための預貯金の払戻許可を受ける方法が考えられる。

- (2) 報酬を受領するための預貯金払戻許可が認められたケースはあるか。認められなかったケースもあるか。双方あるとすれば、その違いは何か。

ア 報酬受領のための預貯金払戻しが許可された例も相当数存在するが、取下げを求めた例も存在する。なお、口座が凍結されているか否かで払戻許可をするか否かの判断が変わってくるわけではないということをご留意いただきたい。

イ 預貯金の払戻しを許可するかどうかの判断にあた

って主に問題となるのは、それが「相続財産の保存に必要な行為」といえるか否か（民法873条の2第3号に掲げられている要件の該当性）である。

この要件を満たすと判断される可能性が高いケースとしては、例えば、

- ① 本人の生前からその推定相続人と後見人との意思疎通が困難な状況にあって、相続人からの円滑な支払が期待できないような事案
- ② 後見人と相続人との関係に問題がない場合であっても、相続人がいずれも遠隔地にいる上に高齢であるような事案

が考えられる。

①の事案で報酬払戻しがされないままに相続人に預貯金が引き継がれると、後見人と相続人との間に報酬の支払をめぐる法的紛争が生じ、遅延損害金の発生等によって相続人が相続によって得られたはずの財産が目減りすることとなるのみならず、相続人には法的紛争に伴う費用の負担も生じることになるため、このような事態を避けるための預貯金の払戻しは「相続財産の保存に必要な行為」に当たると解している。②の事案については、相続人に預貯金を引き継いだ上で報酬の支払を受けるにも、後見人が相続人全員から委任を受け、預貯金口座を解約するなどした上で報酬の支払を受けるにも、相当な手間と費用を要することが見込まれることから、このような事態を避けるための預貯金の払戻しは「相続財産の保存に必要な行為」に当たると解している（なお、民法873条の2第3号の許可を行うためには、「成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き」という消極要件も満たす必要があることに注意を要する）。

ウ 逆に、「相続財産の保存に必要な行為」には当たらないと判断される可能性が高いと思われるケースとしては、後見人と相続人との関係に問題はなく、しかも相続人はいずれも近隣にいたとか比較的若年であるというような事案が考えられる。この場合には、報酬払戻しの方法によらずとも、預貯金を引き継いだ相続人から報酬が支払われることが見込まれ、そうであれば、報酬払戻しを「相続財産の保存に

必要な行為」とみることが困難だからである。

エ なお、報酬付与の審判が出る前に、「見込み額」として報酬相当額の払戻許可を求められることがあるが、後見人の報酬請求権は審判によって発生するものであり、審判前に見込み額に基づいて払戻しを許可することはできないので、ご注意いただきたい。

3 終了後の計算報告

(1) 遺言内容からして遺産を全く取得できない相続人に対しても、後見の計算の報告をする必要があるか。

ア 前提として、民法870条に基づいて後見人等が負う管理計算義務は、本人死亡によって後見事務が終了した場合は、その相続人が固有の請求権者になると一般的に理解されており、後見人等が家庭裁判所に対して負う義務ではない。そのため、義務履行の要否やどういった場合に義務を履行したといえるのかについては、最終的には、義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟等が提起された場合に受訴裁判所が判断すべきものとなる。もちろん、後見監督という観点から家庭裁判所が元後見人にどこまで報告を求めるかという問題はあるが、既に後見等が終了していることから、後見センターでは、本人死亡後の裁判所に対する管理財産の報告は報酬付与を申し立てない場合には不要としているし、最終の報告をする場合であっても任務中の収支を明確にするような書面の提出までは求めていない。

そのため、管理計算義務の履行や期限順守の有無等について後見センターは実情を把握しておらず、一般的な説明にとどまらざるを得ないことをご理解いただきたい。

イ 民法870条の管理計算義務は、後見事務の執行に関して生じた一切の財産上の収入及び支出を明確にし、財産の現在額を計算させるものであり、後見人の善管注意義務を具体化したものと説明されている。すなわち、同条の計算義務は、後見人等の

なした財産行為の結果を相続人等が知る機会を与えることで、後見人等の適正な財産管理を担保することを趣旨とするものと考えられる。このような趣旨に鑑みると、同条に基づく義務の履行（管理計算報告）をすべき対象を、その報告内容について正当な利害関係を有する者に限ると解したとしても、上記趣旨は全うされると考えられる。また、そもそも正当な受領権限を有しない者に他人の財産内容を開示することが義務付けられるとは考えられないことからしても、同条に基づく管理計算報告をすべき対象は、本人死亡後の財産（の全部又は一部）について正当な受領権限を有する者に限られるという理解は十分に成り立ち得ると思われる。

(2) 原則として後見の任務が終了してから2か月以内に、後見の計算をしなければならないところ（民法870条）、本人死亡後に自筆証書遺言の存在が判明したため、同期間内に検認手続を完了することができなかった。検認手続が未了の場合でも、後見の任務が終了してから2か月以内に、後見の計算をしなければならないか。

(1)のような理解を前提とすると、本人死亡後の財産（の全部又は一部）について正当な受領権限を有するか否かが不明確な者に対しては、実際には報告すべき対象であったことが後で判明したとしても、その義務の履行を怠ったことについて正当な理由があると判断されることもあり得ると思われる。

なお、管理計算の期間は、家庭裁判所の審判に基づいて伸長することができることとされており、例えば、設問のような検認手続が未了等の場合で、相続人から管理計算報告をすべきことを求められている場合には、民法870条ただし書による期間伸長の申立てをすることも考えられなくはない。もっとも、相続人等は管理計算を待たずに直ちに自己の計算に基づいて財産の引渡しを求めることができるとする判例があることからすれば、少なくともリスク軽減という見地からは、期間の伸長にはあまり意味がないように思われる。

また、民法870条の管理計算報告は、本人死亡後

の家庭裁判所への最終報告とは異なるということにも留意が必要である。民法870条ただし書による期間の伸長に関して、相続人から特に求められている等の事情がないにもかかわらず、家庭裁判所への報告が遅れてしまうので期間の伸長を申し立てたほうがよいかとの問い合わせを受けることがあるが、裁判所としては、2か月以内に裁判所に管理計算報告をしてもらうことまでは求めていない。裁判所が最も注意しているのは、本人死亡後6か月以内に引継ぎがきちんとなされているかどうかであり、引継ぎが遅れてしまうような事情がある場合には、その旨の上申書を提出していただければ足りる。

4 本人死亡後に必要となる 報告内容について

本人死亡後、直近の定期報告時から本人死亡時までの後見事務や財産内容につき、家裁へ報告する必要があるか、（必要がある場合）期限はいつか。

前回の定期報告時から本人死亡時点までの報酬付与を申し立てない場合、東京家裁では、その期間の後見事務や財産内容について報告を求めていない。この場合は、本人の財産を相続人等に引き継ぎ、引継報告書を提出していただくことで、後見事務は全て終了することになる。

これに対して、前回の定期報告時から本人死亡時点までの報酬付与を申し立てる場合には、その期間に係る後見事務報告書及び死亡日現在の財産目録を提出していただく必要がある。特に期限は設けていないが、後見センターでは、本人死亡後約6か月を目安として相続人等への引継報告をさせていただいていることから、同期間に間に合うように報酬付与の申立てをしていただきたい。

5 本人等の対応が困難な場合の 辞任の可否

精神病院に入院している被後見人から毎日電話があり、対応しきれない。このことのみをもって辞任することができるか。また、辞任許可申立ての際、被後見人の対応により精神状態が悪化していることを示す後見人自身についての診断書を添付するなどして対応困難なことにつき疎明することは必要か。

- (1) 後見人が辞任をするためには、「正当な事由」（民法844条）が認められることが必要であるところ、一般的には、遠隔地への転居や老齢・疾病、複数の被後見人がいることによる後見事務の負担加重等といった、今後の後見事務の遂行に支障が生じるようなやむを得ない事情がある場合に加えて、本人又はその親族との間に不和が生じた場合が考えられるとされている。実務上は、このような場合のほかに、課題が解決して専門職後見人の関与が不要となったと判断された場合などに辞任が許可されることが多いと思われる（信託後見人として選任され、信託手続が完了した段階で辞任するというのが典型例である）。
- (2) 設問のような本人への対応が困難な事案は、実際に日々散見されるところであり、このような本人対応によって専門職後見人や事務員等が疲弊してしまい、他の事務遂行にも悪影響が生じているとか、その対応により実際に体調等が悪化してしまったということがあれば、辞任をする「正当な事由」が認められることがほとんどであると考えられる。このような事案は誰が後見人になっても苦勞することになると思われるし、頻繁に後見人が交代することの不都合性も考慮するとできるだけ頑張っていたが、これ以上は継続することが難しいということであれば、その旨を裁判所に伝え、辞任の申立てをしていただきたい。ただし、後任を選任するまでには一定の時間を要するので、辞任を希望する場合には、早めに後見センターに相談されたい。対応困難な事情につき、概要を上申されれば、基本的には疎明資料の提出までは不要と考えている。

なお、少し場面は異なるが、本人や親族から解任申立てがされているような状況において、当該申立てには理由がないと考えられる場合には、辞任を許可することによる不都合性（要望が通ったという誤解を与えかねず、後任の後見人の後見事務に悪影響を及ぼす可能性がある）等を考慮して、解任申立てについての判断を示すまで辞任を許可しないこともある。

その他裁判所への質問

1 終了した事件記録の保管期間

終了した事件について、後見センターではどのような資料（審判書、財産目録及び裏付け資料等）を何年間保管しているか。また、後見人の側で記録を保管しておいてもらいたいという期間の目安があったら教えていただきたい。

記録（財産目録や裏付け資料等を含む）については、裁判所の管理が終了した後5年間保管している。後見開始・後見人選任等の審判書については、認容の審判書であれば管理終了後30年間保管しているが、却下した審判書はその他の記録と同様に5年間の保管となる。

後見人等の記録の保管期間については、特に裁判所から要望すべきことはない。

2 郵便物等の回送嘱託に関する問題点

郵便物等の配達の嘱託（回送嘱託）の申立てをするにあたり、留意すべき事項を教えてください。

- (1) 回送嘱託の申立てについては、その必要性（民法860条の2第1項）の有無が問題となる事例が多い。この点に関する後見センターの考え方は、昨年まで後見センターに在籍されていた日景裁判官が実践成

年後見71号で説明されているところであるが、改めて回送嘱託の必要性に関する考え方を説明する（以下、件数の多い1年以内の初回申立てを念頭に説明する）。

(2) 郵便物等の回送嘱託は、成年被後見人が適切に財産管理を行うための方策として平成28年民法改正で新設されたものである。その制度趣旨は、成年被後見人が郵便物等を自ら適切に管理することが困難であるため、郵便物等の存在や内容を成年後見人が正確に把握することができない場合において、適切な財産管理に支障をきたすおそれがあることを考慮したものと解されるが、法は、これによって成年被後見人の通信の秘密が制約されることに鑑みて、裁判所が後見事務の遂行のために必要があると認めた場合にのみ回送嘱託ができるものとしたほか（1項）、嘱託期間についての制限を設け（2項）、嘱託の取消しや変更についての定めを置くなどして（3項）、本人の通信の秘密に配慮している。このような法の趣旨に鑑みると、回送嘱託の必要性が認められる場合とは、本人の通信の秘密を制約しないような方法によっては本人宛て郵便物の存在及び内容を把握することができず、そのことによって後見事務の遂行に支障が生ずるような場合をいうものと解される。

(3) ところが、実際の申立てでは、後見人自ら又は親族や施設等の協力を得て本人宛て郵便物の存在及び内容を把握する方法（本人の通信の秘密を制約しない方法）の可否を具体的に検討した形跡がみられないものが散見される。裁判所からその旨の指摘を受けた後見人が調査、検討し、かかる方法がとれない旨の補充を行った結果、認容審判に至ったものもあるが、取下げに至ったものも相当数に及んでいる（平成28年10月から平成29年9月までの自庁統計では、既済件数190件のうち、認容140件、取下げ50件となっている）。

ア この点を具体的に説明すると、例えば、自宅に独居している本人が自ら郵便物を管理できない（紛失するなどして後見人が存在及び内容を把握できない）場合や、自宅に独居していた本人が施

設等に入所し、自宅が空き家になっている場合であっても、後見人又は信頼のおける親族が本人の身上監護ないし財産管理のために定期的に本人宅を訪れることが予定されているのであれば、その際に本人宅に配達されていた本人宛て郵便物を確保する（親族の場合には、定期的に後見人に交付ないし郵送してもらう）ことで、後見人として郵便物等の存在及び内容を把握することができることもあると思われる。したがって、この場合には、後見人が定期的に本人宅を訪問できず、親族においても、遠隔地に居住しているとか、高齢であるとか、疎遠である等の理由で協力を得られない等の事情を確認していただき、申立ての際に説明していただきたい。

イ また、後見センターでは、住民票の異動がされていなくても、郵便局において本人宛て郵便物を本人の入居する施設等に転送する手続をとることができるものと理解しているところ、本人が施設等にいる場合ですぐに移転する予定がないときは、その施設等から、転送サービスの利用によって転送された本人宛て郵便物を受領・管理し、これらを取りまとめて定期的に後見人に交付ないし郵送するなどの協力を得る方法も考えられる。このような協力の有無は施設等によって相当異なるようであるので、この場合には、本人が入所している施設等が本人宛て郵便物の受領ないし管理に協力してくれないという事情（管理はしてくれるが郵送はしてもらえないという場合には、例えばその施設が遠隔地にあり後見人が定期的に訪れることが困難である等の事情を併せて説明していただく必要がある）があるか否かを個別に確認していただいた上で、その事情を申立ての際に説明していただきたい。

ウ なお、後見人からは、以上のような協力が得られるとしても、それによって郵便物等の交付ないし郵送をしてもらえる頻度が少ない（月に1回など）という事情が述べられることがある。しかしながら、直ちに後見人が対応しなければならない郵便物等が来る蓋然性があり、事前に宛先を後

見人に変更する等の手続もとれないというのであればともかく、通常は、月に1回程度郵便物等の交付・郵送を受けられるのであれば、後見事務の遂行に支障が生じるとは考え難いというべきであり、上記のような事情は、本人の通信の秘密を制約する根拠としては弱いと考えている。

3 火葬費用を支払うための 預金払戻許可

火葬のための預金払戻許可につき、親族がまず立て替えしていた場合には、「本人の債務とはならないから許可しない」と聞いた。しかし、そもそも火葬の費用が本人の債務となることは生前契約がない限りはないのではないか。親族等が立て替えているか否かで区別があるのか。

預貯金の払戻し許可に当たって問題となることが多いのは、「相続財産の保存に必要な行為」（民法873条の2第3号）に該当するか否かという点である。

元後見人によって行われる「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」は、その性質上、必ずしも相続財産の保存行為とは言いきれない面があるとして、適用上の疑義を避けるために同号で明示されたものであると解説されているところ、元後見人が同号の許可を受けて火葬、納骨等に関する契約を締結した場合には、その費用は保存行為によって生じた費用と言えるので、相続財産に属する債務になると考えられる。そして、元後見人が火葬等の許可を得て火葬を実行したということは、相続人が存在しないとか、相続人が関わりを拒んでいるなど適切な協力が得られない事案であることが通常であるところ、このような場合に元後見人がその費用の支払を相続人に委ねると、債権者がその支払を受けるまでに相当な手間と費用を要することも考えられ、むしろ、元後見人において支払うことが相続財産の維持に役立つと思われるから、元後見人がその支払のために本人名義の預貯金の払戻しを行うことは、「相続財産の保存に必要な行為」と判断されることが多いと考えられる。

これに対して、本人の親族が火葬、納骨等に関する契約を締結して、その費用を立て替え払いした場合、その費用が「相続財産に属する債務」になると考えたとしても、本人の親族という関係性に鑑みれば、その精算のための払戻しが「相続財産の保存に必要な行為」といえるか否かについては異なる考慮が必要になると思われる。例えば、立替払いをした親族が本人の相続人である場合には、引継ぎ後に処理してもらえば足りるはずであるし、本人の相続人ではない場合であっても、その関係性を考慮すれば、報酬払戻しの方法によらずとも、預貯金を引き継いだ相続人から支払うことが期待できる場合もあるものと思われる。相続財産はあくまで相続人が管理処分すべきものであり、相続債務の弁済も相続人がすべきものであるから、申立ての際には、元後見人において預貯金の払戻しを行う必要があるか否かについて十分に検討していただきたい。

なお、実務上、葬儀費用の支払のための預貯金払戻しの許可申立てがされることもあるが、葬儀に関する契約の締結は裁判所による許否の判断の対象とされず、その費用も当然に相続財産から支出すべきものとは解されない（親族等が行う場合、喪主において負担すべきとされることが多いと思われる）。したがって、火葬の場合とは異なる考慮が必要となることに留意されたい。

その他裁判所への要望

1 任意後見契約の代理権の範囲

任意後見人を手続代理人として遺産分割調停の申立てをしたところ、任意後見契約の代理権目録の記載に不足があるとして、最近、遺産分割調停の申立てが（従前と異なり）受理されない。遺産分割のためだけに法定後見を申し立てなければならなくなるので、従前どおり受理していただくことはできないか。

任意後見契約に関する法律の10条1項において、任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」に限り法定後見を開始できると定められている。文献などによれば、この法定後見を開始できる場合、すなわち「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」の典型例として、任意後見契約で定めた代理権の範囲が狭きにすぎ、かつ、本人の精神状況から改めて任意の授権を受けることが難しい場合が挙げられている。

そして、標記の要望は、後見センター（東京家裁では家事1部）から、遺産分割調停を担当する裁判所（東京家裁では家事5部）に対して、任意後見人の代理権の範囲に遺産分割調停が含まれるという解釈をとるように働きかけてほしいという趣旨と思われる。

しかしながら、家事1部と家事5部は、東京家庭裁判所という同じ組織に属しているものの、裁判機関としては別であるため、判断の義務も権限もない後見担当の家事1部が調停担当の家事5部に働きかけをしても効果はない上、働きかけをすること自体が相当ではないと考えている。したがって、要望には応えることは難しい。

2 成年後見人の資格証明書

東京家裁から選任された成年後見人として、東京家裁へ遺産分割調停、相続放棄申述等の申立てをする際、資格証明書の添付を省略できないか。

こちらも基本的には1と同様であり、遺産分割調停や相続放棄を担当する裁判所での取扱いであるため、後見を担当する家事1部のほうでは対応することは難しい。当該申立ての担当部のほうに問い合わせただくのがよいと思われる。

基本計画を踏まえた 後見人選任の在り方

1 成年後見制度利用促進基本計画 での指摘（H29.3.24閣議決定）

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、これまでの成年後見制度の運用について、いくつかの問題点が指摘されている。

1点目として、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていない。成年後見制度の利用者数自体は増えているが、認知症高齢者の数に比べると非常に利用者が少ないといわれている。また、冒頭の統計説明のとおり、統計上は後見の類型が圧倒的に多く、補助や保佐の類型が少ない。つまり、後見の状態になって初めて裁判所に申立てが来るという状況で、よほど大きな支障が生じない限り利用されない傾向がある。

2点目として、親族よりも第三者専門職が選任されることが多くなっているが、そうしたケースの中には意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもある。これについては異論も多からうとは思いますが、そのような指摘がされている。

3点目として、後見等開始後に本人、親族又は後見人を支援する体制が十分に整備されておらず、監督機関たる家庭裁判所が福祉的な観点から必要な助言を行うことは困難であるという指摘もされている。この福祉的な観点からの助言については、家庭裁判所は監督機関であるので不正行為や裁量逸脱のおそれがある場合には対応するが、後見人の裁量の範囲内のことについて、後見人に対して指示をすることは基本的にない。後見人の側からすると、家裁に相談しても裁量判断に委ねると言われてそれ以上の答えはもらえない、がちが明かれないと感じることも多いだろうと思われる。

それを踏まえて、今後の制度の在り方について、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重という制度の理念に立ち返って、今までは財産保護、財産保全ということを中心に考えてきたところ、今後は意思決

定支援や身上保護を重視すべきであると指摘されている。

さらにその施策の目標として、利用者がメリットを実感できる制度運用への改善ということを掲げている。その一つとして、本人の生活状況を踏まえて、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することが挙げられており、ここで後見人選任の在り方が議論になっている。

2 後見人等選任の在り方はどうあるべきか

最高裁が公表している統計上の数字では、現在、専門職の選任割合が全国平均で約7割を超えている状況である。過去を振り返ると、いずれも最高裁が公表している数字であるが、全国平均で、今の後見制度が始まった平成12年度は親族後見人の選任割合が9割以上であった。今から約10年前の平成19年度でも親族後見人の選任割合は7割を超えていた。平成24年になって、初めて親族後見人の選任割合が5割を切るようになり、平成29年では全国で親族後見人の選任割合が26%にまで下がっている。制度が始まった当初に比べると現在は専門職と親族の選任割合が逆転している状況である。

専門職の選任が多くなっているということは、裁判所としても専門職が必要だと考えている、すなわち専門職を必要とするような案件が非常に多い、ということではあるが、数字だけを見ると、これから制度を利用しようと考えている国民の側から見た場合に、誰が選任されるか分からない、知らない人が後見人に選任されるかもしれない、それであれば制度を利用したくない、という声があるのも否定できないところである。実際に、親族による申立て後に裁判所から専門職選任の可能性を説明すると、それならやめたい、取り下げたいと強硬に抵抗されることがある。しかし、裁判所としては、専門職選任の可能性があるという理由だけでは取下げを許可はできないと考えている。このような事情が制度利用促進の妨げになっているとすると、選任の在り方を考える必要が出てくる。

基本計画に基づく取組としては、裁判所の中だけではなく、市町村、あるいは推進機関、社会福祉協議会等で、申立てに至るまでの支援の充実ということが検討されている。申立てそのものに対する支援だけではなく、制度の広報活動やニーズの発見も含めての幅広い支援の中で、受任者調整、いわゆるマッチングということも考えているようである。このような地域の支援には、専門職の積極的な関与も期待される。申立て前の支援が充実することによって申立て前に適切な候補者を立てることができるようになると、予想外の選任結果ということは少なくなる。その結果、制度を利用しやすくなるのではないかと期待される。

また、専門職の役割について、広く国民の理解を得ることも非常に大切なことと考えている。そのためには専門職後見人に期待される役割が何であるか、あるいは専門職を選任することでどんなメリットがあるかについて、いま一度整理して、頼んでよかったと思ってもらえるような制度にしていくことが必要であると考えている。

したがって、単に数字の面で親族後見人の選任割合を高めるべきだという問題ではない。むしろ、家族の在り方や地域とのつながりなどの社会状況の変化もあるので、今後ますます専門職の役割は大きくなるものと考えている。

3 中央での打合せ

後見人等選任の在り方に関しては、日弁連をはじめとする三士会の中央と、最高裁の家庭局が参加して、特に平成30年6月以降、打合せが行われていると聞いている。

この打合せには東京家裁は参加しておらず、その中身について詳しく伝えることは難しいが、後見人選任の在り方について、専門職が選任されるのはどのような場合か、選任されるときは後見人と監督人のいずれの形態をとるのか、あるいは逆に親族後見人が選任されるのはどのような場合か、また、専門職に期待される役割について、意見交換がされたと聞いている。

4 後見人選任のイメージ

後見人等は1人でなければならないわけではなく、今の法律では複数選任も可能であり、いろいろな選任パターンがあり得る。親族後見人のみを選ぶ場合。親族後見人に監督人を付すという場合。親族後見人と専門職後見人の複数選任の場合。複数選任の場合の中には権限分掌をする場合としない場合がある。専門職後見人だけを選任する場合。専門職を後見人として選んだ上でさらに専門職監督人を付す場合。それぞれが複数、例えば、親族後見人が複数、専門職後見人が複数という場合もある。

専門職について、東京家裁の後見センターでは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの有資格者のうち、専門職団体から家裁に提出された後見人等候補者推薦名簿の登載者を専門職としている。弁護士であれば当然に専門職ということではない。また、監督人について、家裁が専門職の中から選任することにしていて、原則として自薦の監督人を認めていない運用をしている。

申立て後選任までの検討すべき事項については、全てを説明することは非常に難しいが、まず本人のニーズや課題が何であるかを確認することが選任に当たって非常に重要なポイントになると考えている。課題やニーズというのは、例えば、財産管理面では、遺産分割や相続放棄、あるいは不動産などの資産の売却、不動産賃貸の管理、自宅改修工事、あるいは日常的な通帳管理なども含まれると思われる。中には訴訟対応、調停対応もある。身上監護面では、施設入所契約や介護サービスの契約などが考えられる。事務の分掌をする場合には、財産管理と身上監護という大きな区分けをすることが多いが、財産管理と身上監護を完全に切り離せるものでもなく、密接に関連していることも多い。例えば、施設入所契約も、施設で生活するという身上面のことでもあるが、当然、費用が掛かるので財産管理面にも関連する。いずれにしても、どういったニーズ、課題があるかということでは専門職関与の必要性を検討するに当たっての考慮要素になる。

それから候補者として親族等の候補者がいるかを確認する。確認といっても、申立書の候補者欄に誰が記載されているかを見るということで、最近は専門職の候補者が自薦という形で申し立てるケースも非常に多く、その場合にわざわざ裁判所から親族の候補者を立ててくださいと言うことはまずない。候補者欄が空欄の場合もある。その場合、家裁に一任する趣旨か、単なる記載漏れかが分からないことが多いので、裁判所から申立人、あるいはその他の親族の中に候補者がいるかという形で確認することはある。候補者がいない、家裁一任ということであれば、最初から専門職を選任する前提で手続を進めることになる。

親族等の候補者がいる場合でも、親族等を選任することが相当でない事情がある場合には、いくら有能であっても、その親族は選任せず専門職を選任することが相当と考えられる。相当でない事情の典型例は、本人の財産管理や身上監護について親族間に対立があり、親族を選任するとトラブルになることが予想されるようなケースである。親族間に非常に対立が大きい場合は、仮に候補者が専門職であっても、特定の親族から依頼を受けた専門職であるというだけで反発されることがあるので、いずれの親族からも委任関係にない第三者的な立場の専門職を選任することが相当とされる場合が多いと思われる。

親族間対立がある場合のほかには、本人が親族等から虐待を受けているようなケースで、特に虐待が疑われる親族を選任することは相当でないと考えられる。関係機関と連携して適切に対応する必要性が高く、非常に難しい対応も予想されるので、通常は専門職の選任が相当と考えられる。

そのような困難な事情がなく、かつ、親族等の候補者がいる場合は、その候補者が本人のニーズや課題に対応できるかという観点からその相当性を検討することになる。これについては様々な視点が考えられるが、本人のニーズや課題が専門性の高いものであるとか、あるいは親族の候補者の能力や適性から対応が難しいと思われる場合には、専門職を後見人として選任する方向になる。親族等の候補者が、難しい課題は無理だけれども、通常の後見事務は対応ができ

る場合には、親族と専門職の複数選任ということもある。

難しい課題があるなら専門職のみ選任でいいのではないかという考え方もあり得る。しかし、利用促進基本計画の下で、利用者の中には、知らない人をお願いしたくないという意見があることを考えると、最初から親族を排除するのではなく、親族や本人の納得を得られやすいという観点から、親族と専門職の複数選任にするというのは一つの方法と思われる。その場合に権限分掌するかはそのニーズや課題の内容とか親族の能力などから個別に検討することになる。

親族等の候補者の能力や適性に若干不安な点はあるが、周りの支援があれば何とか対応できるという場合には、親族の候補者を選任した上で、支援的な目的も含めて、専門職を監督人に選任するということが考えられる。

専門職を監督人とするのか、後見人とするのかはなかなか見極めが難しく、特に後見がまだ始まっていない段階で親族の能力、適性を見極めるというのは非常に難しい。将来的に中核機関が整備されて、申立て前の支援も含めて中核機関による支援を期待できるようになると、親族後見人の候補者を単独で後見人に選任できるようになることもあり得ると思われる。

不正行為防止の必要性が高いと考えられる事案では、親族後見人を選任した上で監督人を選任することが考えられる。不正行為防止の必要性についてはある程度類型的に考えざるを得ず、非常に抽象的な言い方になるが、財産が多額、複雑で信託等を利用しないケースが典型例である。

また、本人と親族候補者との間で継続的な利益相反関係が生じるような場合には、監督人を選任したり、複数後見にすることも考えられる。

親族等の候補者の中には、信託や監督人選任について裁判所から説明すると、疑われて心外だと非常に怒られる方もいるが、不正行為防止の必要性についてはある程度類型的に同じようなケースで同じように対応するという方針で臨んでいる。

5 専門職の関与を必要とする事案と専門職に期待する役割

専門職の関与を必要とする事案として、まず、後見人についてみると、親族間対立があるケース、あるいは虐待事案がある。

親族間対立があるようなケースでは、専門職後見人にはとりわけ後見事務の中立性や透明性が求められる。あるいは本人の権利擁護のために親族間の意見の調整をしなければならないという場面もあろうかと思われる。親族間の意見調整は、調整自体が目的ではなく、あくまで本人の権利擁護のために必要な限度でということではあるが、専門職、特に弁護士の役割は非常に大きい。虐待事案においても、虐待者からの隔離や本人の保護が専門職に期待される役割になろうかと思われる。

専門性の高いニーズや課題がある事案で専門職後見人が選任された場合には、専門職の高い知見を生かした課題解決が期待される。法律的な課題であれば、法律家である弁護士等の活躍の場面であり、本人の障害特性や生活環境に応じた福祉専門職の福祉的な知見を生かすという場面もあるかと思われる。親族後見人の不正が発覚した事案で、後任の後見人として、不正の調査報告あるいは被害回復の手段の検討のために専門職が選任されることもある。

監督人については、不正行為防止の必要性から選任されるのが典型例であるが、後見人への支援が求められるというケースもある。民法の規定から監督人の事務として後見人の支援が直接導かれるわけではない。ただ、監督人は後見人の事務を監督することについて善管注意義務を負っており、後見人が適切に後見事務を行っていない場合には必要な助言、指導をして、後見事務を適正なものにする必要がある。それができないと監督人自身の善管注意義務を問われる可能性もある。また、急迫な事情がある場合には監督人が自ら必要な処分を行って、後見事務に介入するという、民法851条3号の規定もある。これらの観点から監督人には後見人による適切な事務遂行のために後見人に対する指導、助言という形での支援を求めることができると考えられる。

6 後見開始後における選任形態の見直しについて

後見人の交代について、これまでも後見人自身の病気や転居などやむを得ない事情があれば、後見人が辞任して、別の後見人を選任することはあった。

それ以外に、本人の抱える課題やニーズの変化、あるいは後見人の状況、後見人への支援の有無、固有資産の変化など、後見事務を遂行していく中で状況が変わってくることもある。そのような場合にはその状況の変化に応じて、これまで専門職が関わってきたが今後は親族にスライドしていく、あるいはその逆のパターンなど、これまで以上に柔軟に考えていく必要があると思われる。

例えば、親族から専門職の選任に対して非常に強い抵抗を示されることがある。特に報酬が高いと言われることがあるが、課題が解決するまでの短期間ですよと言うと、それだったらお願いしたいということで納得を得られるケースもある。状況が変わったら選任の形態も変わるという形で柔軟に考えていくことは、利用促進という観点からもあり得る話と思われる。

7 後見人選任に関する質問について

(1) 複数後見について家裁の考え方に変更はあったか。

特に変わってはいない。専門職が複数というケースでの質問をいただいたが、複数選任を制限することではなく、その運用についても特に変わっていない。ただ、選任の在り方についての説明のとおり、選任に当たり様々な要素を考慮しており、申立ての際に後見人等候補者を複数とする理由が分からない場合には裁判所からお尋ねすることはあり得るので、ご了承いただきたい。

(2) 申立人の意向はどの程度反映されるのか。

先ほどの選任の在り方についての説明のとおりであ

り、これをもって申立人の意向が案外反映されていると感じるか、あるいは意外と通らないと思うかというところである。親族対立が激しい事案で、親族の申立人が自分を選任してほしいと考えていても、希望が通る見込みは低い。そういうケースでは申立人の意向など全然聞いてくれないと感じるかもしれない。他方で、特に大きな問題がなく、親族で十分対応できるということで親族の候補者がそのまま後見人として選任されるケースも非常に多くある。そういうケースでは、申立人の意向が尊重されたと感じるものと思われる。いずれにしても、立候補が前提なので、やりたくないと思っている親族が突然押し付けられることはない。

(3) 本人の流動資産額がいくらぐらいなら監督人が選任されるか。

昨年度も同趣旨の質問があり、そのときの回答と全く変わらないが、改めて申し上げますと、資産が高額であるという理由で監督人に選任することについては、後見人が専門職か専門職でないかによって違いがある。専門職でない親族後見人や名簿非登載の弁護士等の場合は、管理財産のうち流動資産が1000万円以上あり、かつ、信託等の利用がない、あるいは信託等の利用に適さないという場合には原則として監督人を選任している。このことについては後見サイト等でも公表している。他方、専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士等については、その専門職団体で研修を受けて、その専門職団体から事実上の監督を受けているので、流動資産が1000万円以上であるということから直ちに監督人に選任するという運用はしていない。どのような場合に選任するかについては個別判断であり、1000万円を超えてかなり高額となっているケースにおいて、様々な事情を勘案して選任している。金額の目安は現在、公表していないので、ご了解いただきたい。

(4) 選任の場面で弁護士と司法書士の振り分け基準はあるのか。

候補者一任などで裁判所が推薦団体へ依頼をかける場合に、依頼先は弁護士なのか司法書士なのか、そのほかの専門職なのかは、先ほどの選任の在り方の説明のとおり、本人のニーズや課題などに応じてということになると思われる。特に複雑な法律問題があるか、親族間で紛争が非常に激しくその調整が難しいという場合には、弁護士とすることが多いと思われる。もっとも、そうすると弁護士会には難しい案件しか回らないことになってしまうので、いずれの専門職でも対応できる場合はなるべく偏らないようにということをお願いをしている。明確な線引きは難しく、後見等開始後に司法書士から弁護士に交代するケースもある。後見人の交代についてはそれがよりよい後見制度の運用につながるものであれば、柔軟に対応するつもりでいるので、ご相談いただきたい。

基本計画を踏まえた報酬付与の在り方

1 報酬付与の法的根拠と性質

報酬についても選任の在り方と併せて中央で意見交換がされていると聞いている。ただ、東京家裁として参加しておらず、今後、具体的な検討は最高裁のほうから情報提供を受けた上で行うことになると思われるので、現時点ではあまり具体的なところはお話しできないが、入り口のところだけ少しお話しておきたい。

報酬付与については、民法862条に根拠条文がある。この条文の趣旨については「注釈民法」や「コンメンタル」などで書かれており、後見人の公益的、社会福祉的な性格から本来は無償が原則であるが、後見事務はかなりの負担を伴うものであることから、相当な報酬を支払うことが妥当なことも実際にはあるので、こうした規定が設けられたということが説明されている。

報酬は後見人の当然の権利ではなくて、家庭裁判所の裁量によって付与されるものであり、不服申立てもできない。

2 これまでの報酬付与の在り方と問題点

これまでの報酬の在り方について、後見人が1人だけ選任されていて、監督人が選任されていないという例で説明する。

報酬自体は基本報酬と付加報酬という2つの大きいカテゴリーに分けて考えている。

基本報酬は通常の後見事務を行った場合の報酬で、月額2万円が目安だが、管理財産が高額である場合には流動資産額に応じて2万円から6万円の範囲で決まる。付加報酬は特別困難な事情がある場合や特別な行為をした場合の報酬で、その内容に応じて裁判官の裁量で付加しているが、おおむねこれも利益額に応じたものになっている。

以上のような報酬の体系は、基本的に財産管理を中心としたものになっている。流動資産額あるいは得た利益の額に応じて変わるということで、身上監護面があまり適切に反映されていないのではないかとという問題点がある。

基本計画の中で、これまで財産管理面を中心に考えていたが身上監護面も重視していくべきといわれているにもかかわらず、報酬は相変わらず財産管理面のままでよいのかと、現在、議論になっている。

3 様々な意見と課題

報酬の在り方には、様々な意見がある。そもそも特に身上監護面の後見事務を類型化すること自体が非常に難しく、金額についても、高すぎるとか、逆に安すぎるという両方の意見がある。今、報酬の水準を変えるという話をしているわけではないが、体系を変えるという話になると、高い、低いという意見は出てくるころではある。

また、報酬付与をあまり細かく個別に見ていくという話になると、事務が大変になるということもある。申立てをする後見人側も非常に大変と思われるが、裁判所でも相当数の報酬付与の審判を行っており、それを効率的にやっていくこともある程度考えなければなら

らない。

そのほか、利用者側から、あるいは後見人の側にとっても、報酬額の目安がないと困るという意見もあり、いわゆる無報酬案件に対する対応が先決ではないかという意見もある。

4 中央での意見交換と今後の予定

中央では、なぜ今、議論するのかの確認、あるいは後見事務の整理、類型化について、意見交換がされたと聞いている。今後、目安をどうしていくのか、具体的に申立書式がどうなるのか、事務フローがどうなるのか、どのように周知していくのかなどが検討課題であると考えており、裁判所の判断事項ではあるが、弁護士会からもご意見を伺い取り組みを進めたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

裁判所からのお知らせ

後見制度支援預金について

平成30年6月1日から後見制度支援預金の取扱いが開始され、現在、東京都信用組合協会加盟の金融機関12団体、東京都信用金庫協会加盟の金融機関24団体が取扱いを行っている。全国的に見て運用は拡大傾向にあり、今後もさらに拡大が見込まれる。

基本的な仕組みは後見制度支援信託とほぼ同じであり、口座の開設をする際に、解約や入出金の取引をするときは家庭裁判所の指示書を要する旨の特約を同時に付すことになる。信用組合においては、支援預金口座とは別に、同口座を開設した店舗において普通預金口座も開設する必要があるが、既に同じ信用組合の同一店舗に普通預金口座を有している場合はそれを利用することができるので、その場合には新たに普通預金口座を開設する必要はない。支援預金においても、支援信託と同様、一時送金及び定期送金の設定が可能であるが、システム上の理由により定期送金の設定をすることができない金融機関があるので、金融機関の選定に際しては留意されたい。

当庁管内で支援預金の取扱いが開始された時点では、支援預金の取組を行っている家庭裁判所も少なかった。そのため、東京家裁管内にいた本人（及び後見人）が地方に転居して、その後の後見事件の監督は転居先の家裁が行う場合に、それまで利用していた支援預金を使うことができるか否かが不明確であり、一度解約していただく可能性がある旨説明していた。しかしながら、支援預金は全国的な取組となりつつあり、今後ますます取扱いが拡大していくことが見込まれるので、他の家庭裁判所においても、指示書を出さない等の対応をすることはないと考えられる。したがって、支援信託か支援預金かを選択するに当たっては、将来的な移転が見込まれる場合でも、少なくとも裁判所から解約を求められるリスクを検討していただく必要はないと考えている。



俳優

篠山 輝信さん

今月のインタビューは、俳優の篠山輝信さんです。篠山さんは、来訪者向けに制作された当会の紹介ドラマでも、主人公の新人弁護士役で出演していただいております。当会とご縁の深い方です。NHKの「あさイチ」のリポーターもされるなど、マルチに活躍される篠山さんに、俳優になられた経緯、当会のドラマ撮影の思い出や法曹に対する印象などを伺いました。

聞き手・構成：雨宮 慶，西川 達也
写真撮影：坂 仁根

——篠山さんは本当に多方面で活躍されていますが、ご自身のお仕事をご自身で表現されるとどうなりますか。

難しいですね。僕は俳優だって思ってるんです。でも実際にやってる仕事っていえば、タレント業とか情報番組のプレゼンターとか、そういう俳優業ではない方の分量が圧倒的に多いんです。僕は元々高校、大学と演劇をやったんで、舞台、演劇をもっとやりたくて芸能界に入って、一番は演劇をやりたいんだという気持ちがいささかもずれたことがないので、自分は何なんだって聞かれたら、やっぱり胸を張って「俳優です」って、ずっとそういう気持ちでいますね。

——学生時代は舞台を志向されていたのですか。

玉川高校時代に、英語劇部っていう、英語でミュージカルを上演する部活をやっていて、そこで舞台上がって演じることの魅力に目覚めたんです。

——英語で歌いながらセリフを言ったりするのですか。

そうです。大変なんですけど、訳もわからずやって

ましたよね。

中学ではサッカー部で、高校も1年の最初は、サッカー部に入ってたんです。でも演劇がちょっと面白そうに見えて、興味を持ってる男友達数人で行ってみたんです。そうすると、男女比が1対9くらいで、男子は競争率が低くていい役をもらえるんですよ。女の子は大勢いるから、一緒に入った女の子たちは役なんてもらえなくて、それこそ群衆みたいな感じなんです。でも演目には数が少ないけど男の役はあるじゃないですか。高校3年生の一番きれいな役をやる女の先輩と、1年生の経験もない男子が共演するんですよ。そうなるを持ち前の目立ちたがり屋精神じゃないですけど、乗せられちゃって、何か楽しいなって思っていました。

高校3年生で進路をどうしようって思ったときに、附属の玉川大学にちょうど芸術学部ができますよっていうことになって、これはお誘え向きだなと思って。それで芸術学部のパフォーマンス・アーツ学科で演劇のカリキュラムを選択しました。だから1期生で入ってそのまま演劇をずっと続けていたんです。

— ご自宅は学校から近かったのですか。

家は港区なので片道1時間半かけて通ってました。でも、通学時間が長いって楽しかったですね。小田急線の駅の手だけ寄り道の選択肢がある、今日ほどで友達と降りようかみたいな感じです。

— 演劇の街、下北沢もありますからね。

僕、立ちたいんですよね、本多劇場とか。学生的时候には本当によく見てたし、通ってましたから。

— そのころからプロを目指していたのですか。

高校のときは、演劇を勉強して単位が取れるのであればそこに進みたいというくらいで、すごく単純ですね。大学3年生くらいになるとこの先どうするかを考えますが、やっぱり演劇を続けたいと思ったんですよね。

本当に場当たりのなんです。演劇をやりたいから大学に入って、大学でもずっと演劇やってて、また卒業が近くなったから、続けられるんだったら続けたいよなと思って、そのまま事務所に所属したんです。ただ、もちろんそこは入った後の仕事でがんばんなきゃなと思ってました。

— 事務所に入って最初にされたお仕事は覚えていますか。

これもミュージカルだったんですよ。僕のやりたいことを社長とか事務所が酌んでくれて。だから一番最初もミュージカル。

— ミュージカル、舞台劇、映像はそれぞれどのように違うのでしょうか。

映像の経験はそんなに多くないですけど、本当に難しいですね。現場でやるのは原則として1日だけ。自分ではこう思って作ってきたけれど、監督はこう要望してる、共演者の人はこういう風にやってきた。それを数回の少ないリハーサルで合わせた上で、もう一段、自分がどうするかを提示できなくちゃいけない。その瞬発力というか、それは凄まじいものがあるし、

それがどう見えるかも分かっているテクニックも必要です。そして映像だと絵の力がすごく強いんで、見た目というのが圧倒的にやっぱり強い。

演劇では、例えば僕、一昨年の舞台で14歳の役をやったんですよ。映像だったら絶対あり得ないです。でも演劇って結局お客さんのイメージの中で上演されてて、演出の方法も全然違うんですよ、だから14歳という見た目の違いを想像力で越えられるんですよ。お客さんとのイメージの中で一緒に作り上げていくっていう。人が人の前で演じるから成立するメディアというか。それはすごく面白い。人が空間と時間を共有してないと作り出せない、お互いのコミュニケーションしているようなあの感じっていうのを、今だとこんな風に何となく言葉にできるんですけど、多分高校時代から感じてたんだと思います。共有とか連帯とか得も言えぬ感動があったんでしょうね。だからそこにずっと触れてたいと思って、ずっとやってるんだと思います。

— 演劇以外の仕事は事務所から打診があるのですか。

芸能界に入ったら仕事を自分で獲得していかなければいけないわけで、デビューして俳優とか舞台とかやらせてもらってたんですけど、それ以外の露出というか、テレビとかの仕事をつないでいかないと、お芝居のチャンスも、なかなか巡ってこないと思うんです。そういう意味でそのバランスをどう取るのかという自分の中の葛藤もありましたし、そういうことをつないでいったというのが現実です。

そんなことを5年くらいやってたら、急にNHKの「あさイチ」という番組から声がかかりました。NHKが何で僕にその仕事をやらせようと思ったのかは全く分からなかったんですが、求められて、それに応えるっていうのもやっぱりプロだから。でも、「あさイチ」の自分を沢山のの人に認知してもらったという意味で、一つの代表作、名刺代わりの仕事みたいになってよかったと思います。「アッキー」というあだ名も付けてもらって。

——「あさいち」のようなリポーターや、他にクイズの回答者もされていますが、それが舞台や映像の仕事に役立つことはありますか。

俳優にとってプラスになると思うのは、いろんな人の人生に触れられることですよね。おいしい野菜でも工芸品でも、いいものを辿っていくと結局人に通じて行く。そこには人の努力とか技術とか思いというのがあって、そういうものが生み出されるっていうことで、やっぱりいろんな人がいて、いろんな人生があって。災害でもそうですけど、被災者って一言で言うけど、ほんとに千差万別です。だから一人一人のかけがえのなさっていうのに触れられるのは、俳優にとってはすごく大事なことだと思います。

単に怒った人を演じるっていうのは無理だと思うんですよ、具体的にその人なりの事情があって、怒ったり悲しんだり喜んだりするじゃないですか。だから、そういう意味では、一般名詞を演じることはすごく難しくって。その人固有のモチベーションの動詞、俺はこの人によく見られたいとか、怒っていることを隠したいとか、もっとすごく具体的な動詞というところまで落とし込まないといけないって思うんです。だから、リポーターとしていろんな場所に行って、いろんな人に出会った数だけ俳優として成長してなくちゃいけないと思います。

——なぜ自分に声がかかったんだろうと思う「あさいち」も、やってみたら得られるものもあったのでしょうか。

意外に向いていて（笑）。自分で言うのも変ですけど、僕は割と人懐っこいみたいで、初めて会った人に結構図々しくいろんなこと聞くんですけど、あまり嫌味にならないところが意外にロケとかでも重宝されるようで。自分のそのような才能を周りから教えてもらったというのはありますね。

——実は私も今回のインタビューのご依頼に当たって、マネジャーさんに、篠山さんは前回の撮影のときにすごく気さくに話してくださったんですよってお伝えしたんです。

前回の撮影というのは当会のドラマの撮影のことですが、その依頼があったときはいかがでしたか。何で俺なんだろうという印象はありましたか。

いやいや。何で俺なんだろうって、嬉しかったですよ。ありがたい話だと思って。弁護士を演じられるわけじゃないですか。やっぱりそれは、まぎれもなく俳優のお仕事だし、一番ありがたいですよ。

——お引き受けいただき、ありがとうございます。今回のインタビューに際して、ビデオをご覧いただいたと伺いましたが、いかがですか。

率直な感想として、自分で見るとこっぴどかしいな（笑）という感じはありましたけどね。

——そうですか。ビデオの中では弁護士会で法律相談をしていたり、最後は会長になっていただいて（笑）。

そうですね。結構、友人とかに自慢してましたよ。僕、そういう仕事したんだって。でも、あの作品、司法っていうか、この国の大事な制度じゃないですか。人が人を裁くっていうか、やっぱりそういうことをやっていくことの難しさとか危うさみたいな部分も表現されている気がして。改めて見てすごく大事なテーマだったと思いましたね。

——ありがとうございます。撮影当時のことで何か印象に残っていることはありますか。

弁護士バッジを着けさせていただいて、やっぱり責任がすごい仕事だなって。弁護士さんて、やっぱり先生って言われる職業で何となく偉い人みたいな印象があるんですが、思った以上に危ういんだなって思ったんですよ。あの撮影現場で見て、やっぱり最終的には、どの業界も結局職業倫理なんだな、と。法があって、人があるんだけど、やっぱり人がいて、でもその人が法を扱うわけで。だからこそその危うさもあるというような、そういうものを感じたことを覚えてます。



何で俺なんだろうって、嬉しかったですよ。
 弁護士を演じられるわけじゃないですか。

篠山 輝信

—— そう言っただけだと嬉しいです。弁護士ものとか法廷ものとかの依頼はありますか。

やりたいですね。僕、検察ってすごい興味あります。裁判のこと、刑事事件だと公判っていうんでしたっけ。「HERO」(木村拓哉さん主演の検察ドラマ)を見てたんですけど、あのときの衝撃的なセリフで、日本の刑事事件で公判するかどうかは検察しか決められないというのがありました。ニュースとかで検察が不起訴にしたと聞くと、えっ、ちょっと待て、公判にかけて真実明らかにしてよ、と思うときがあります。99%有罪なんて数字は誇示せずにもうちょっと堂々と起訴して公判で真実を明らかにするっていう気骨はないのかなって思います。制度的に間違っただけのこと言ってるのかもかもしれませんが。

—— 検察官の役がきたら、やりたいと思いますか。

やりたいと思いますよ。検察官、優秀、がんばってる、これで正義は守られた、みたいなのもいいですが、何かを逸脱していくみたいな感じの作品にも魅力を感じます。一つの警鐘も含めて、やっぱり正義って何だとか、職業倫理ってなんだってこととかも含めてそういう作品で演じたいですね。僕、朝の番組とかで割と明るい、元気な、爽やかないい人と思わ

れてるようなんで、法曹に限らなくてもゲスい役やりたいですね。女衞とかヒモとか悪い検察官とか。「あいつ、最低だな」って言われたいです(笑)。それはいい意味で、そういう役を求められているのであれば、それを演じられればいいわけで。

—— 法曹界のことに興味を持っていただいているだけでなく、ドラマ撮影のときには弁護士の倫理や正義についても理解していただいて、とても嬉しいです。東京弁護士会のノベルティグッズを差し上げた方がいいですね。

本当ですか。バッジくださいよ、バッジ(笑)。

—— バッジは無理ですが(笑)、グッズは沢山差し上げます。伝道師としてお友達に配ってください。

プロフィール しのやま・あきのぶ

1983年東京都生まれ。玉川大学芸術学部卒業。2006年、舞台「ANGEL GATE～春の予感」で俳優としてデビュー。以降、ドラマや映画、CM出演のみならず、テレビ番組のパーソナリティーやタレントとしても幅広く活動している。明るくさわやかな笑顔と誠実な人柄で、NHKの情報番組「あさイチ」のリポーターとしても高い人気を獲得し、Eテレの英語番組「しごとの基礎英語」ではビジネスでも使えるリアルな英語を台本なしでミニドラマに挑戦するなど、さまざまなテレビ番組で活躍中。主な出演作品は、<舞台>「チック」「寝盗られ宗介」<テレビ>NHK「あさイチ」「どーも、NHK」他。

模擬裁判・模擬評議を のぞいてみませんか

東京三弁護士会裁判員制度協議会

1 模擬裁判・模擬評議の企画を ご存知ですか？

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を年1回開催していることをご存知でしょうか。

2013年（平成25年）11月9日に第1回を開催して、以後次のように毎年1回（第2回以降は土曜・日曜連続）開催してきました。いずれも、刑事裁判事件で多数を占める情状が問題となる事件です。

- | | |
|-----|--|
| 第1回 | 2013年（平成25年）11月9日
タクシー強盗傷人被告事件 |
| 第2回 | 2014年（平成26年）7月12日・13日
傷害致死被告事件 |
| 第3回 | 2015年（平成27年）7月25日・26日
強制わいせつ致傷被告事件 |
| 第4回 | 2016年（平成28年）7月30日・31日
危険運転致死被告事件 |
| 第5回 | 2017年（平成29年）7月22日・23日
現住建造物放火被告事件 |
| 第6回 | 2018年（平成30年）8月4日・5日
タクシー強盗傷人被告事件
（事件としては第1回と類似の内容） |

登場する裁判官は、東京地方裁判所の現役裁判官、検察官も東京地方検察庁の現役の検察官、弁護人は裁判員裁判を多数経験した弁護士、そして、裁判員役は一般の方に担当していただいていますから、時間は短いものの、本番さながらになっているはずですよ。

ちなみに、2018年（平成30年）の第6回タクシー強盗傷人（刑法第240条前段）被告事件の模擬裁判・模擬評議は以下のような事案です。

昭和63年8月1日生まれの植木職人である被告人は、タクシー運転手から現金を強取しようと考え、平成29年4月12日午前0時30分頃、東京都練馬区大泉3丁目4番先路上の停車中のタクシー内において、渋川剛三（当時64歳＝タクシー運転手）に対し、手に持った植木鋏（刃体の長さ約7センチメートル）をその左顔面付近に突き付け、「金を出せ」などと言って脅迫したうえ、右顔面を手拳で一回殴打する暴行を加え、その反抗を抑圧して現金を強奪しようとしたが、同人に抵抗されたため、その目的を遂げず、その際前記暴行により、同人に加療約1か月を要する右下顎骨骨折の傷害を負わせたものである。

2 裁判官、検察官も傍聴に来ている

東京三弁護士会の裁判員制度協議会が模擬裁判・模擬評議を企画したのは、後述するように、東京三会の会員のための裁判員裁判弁護人研修の一環としてでした。

しかし、毎回、この模擬裁判・模擬評議には現役の東京地方裁判所刑事部裁判官や、東京地方検察庁の検察官も熱心に傍聴に来ており、上記の2018年（平成30年）の第6回のアンケートでの裁判官、検察官の感想は以下のようなものでした。

(1) 模擬裁判に対する感想

- 他の裁判体の訴訟指揮を見る機会は少ないので参考になった。
- 大変参考になりました。



- 論告で量刑グラフについて詳細に論じられていることなど参考になりました。

(2) 模擬評議に対する感想

- 色々思うところがあります。貴重な機会をありがとうございました。
- 他の裁判体の評議は見る事ができないので、とても参考になった。
- 普段見ることができない評議の様子をうかがうことができて有意義だった。
- 大変参考になりました。裁判官の説明の仕方は大変興味深く、このような企画は不可欠だと思いました。
- 裁判員の思考過程、それに対し裁判官の刑の考え方を説明する場面があり、評議の一端がわかり参考となりました。
- 裁判員が予想外の点でひっかかりを覚えたり、疑問に思ったりしていることがよくわかりました。

このように、現役の裁判官、検察官でも、自分が担当する事件では見えない部分を見て、今後の執務に生かしてゆこうという意欲を示しており、また、今後もこの企画は続けてほしい、その時にはまた参加したいと、アンケートに回答してくれた全員が表明しています。

3 何故企画されたのか

裁判員裁判が始まったのは、2009年（平成21年）5月21日で、今年で10年となります。

裁判員裁判がどのように実施されているのかは、当事者以外は法廷を傍聴しなければわかりません。まして、裁判官と裁判員との評議はどのように運用

されているのかは、公表されていませんから、担当した裁判官、裁判員以外は、そこでどんな議論がされているのか、裁判官がどのように裁判員の意見を取りまとめてゆくのかということは、一切知ることができません。

裁判員裁判を担当する弁護士としては、どのような評議が行われているかはとても気になるところではないでしょうか。裁判官がどのように裁判員の意見をまとめるのか、そこに誘導はないのか、弁護人として、法律の専門家でない裁判員にどのような点をアピールすれば有効なのか、情状はどのようなことをどのように示すのがよいのか、裁判員裁判を担当することとなった場合には、悩みは尽きません。

東京地方裁判所でも、実際の事件に関する裁判員裁判が終わった時には、裁判官、検察官、弁護人が反省会を開いていて、そこには1名の傍聴が認められています。しかし、そこで当事者ではない傍聴者が知ることができるのは、事件の概要と、なにがしかの問題点、裁判員の感想程度です。

また、裁判員経験者による意見交換会も開催されていますが、ある特定のテーマに絞って、そのテーマに沿った裁判員裁判事件に関与した裁判員から意見を伺うというものであり、ここに参加できるのも数名の傍聴人のみです。勿論、そこで語られるものは、必ずしも弁護人が知りたいことではないこともあります。

そもそも、刑事部の裁判官や、公判部の検察官が、日々刑事事件を取り扱い、裁判員裁判を担当しているのと異なり、弁護士は圧倒的に裁判員裁判を取り扱う機会も少ないということもあり、裁判員裁判実施当初から弁護人が言っていることがよくわからないといった裁判員からの感想や、弁護人の裁判員裁判に対する理解と習熟度の低さを裁判所から指摘され



東京三弁護士会 裁判員制度協議会 企画
模擬裁判・模擬評議を
のぞいてみませんか

てきておりました。

もっと多くの弁護士に、裁判員裁判の手續だけでなく、評議がどのように運用されているのかを経験してもらって、実際に裁判員裁判を担当されたときに、少しでも役に立つようにと企画されたのが、模擬裁判・模擬評議です。

4 もっと積極的に 参加してみませんか

模擬裁判・模擬評議は東京三弁護士会の企画ですから、会員からの会費等で、この企画のための費用は賄われています。熱心に参加して下さる会員の方も勿論おりますが、それ以上に熱心に傍聴されているのが裁判官・検察官です。

勿論、記録としてDVDも製作していますから、会員は後でこれを借りて視聴することもできますが、視聴のために改めて時間をとることは、日常の仕事の中では結構大変なことです。現場でのように臨場感をもって見ることはできませんし、裁判員をつとめてくれた一般の方々からの感想も聞く機会もありません。

裁判員として参加して下さった一般の方の模擬裁判・模擬評議後のアンケートを見ると、殆どの方が検察官・弁護人の活動については分かり易かったと回答しており、犯情や一般情状について一般の方がどのような点を重視しているかがわかんと思います。また、量刑資料（量刑データ）を示すことの影響もそれなりにあることも理解できると思います。

「裁判員裁判は件数が少ないし、そもそも担当することはないからいいよ」と考えているならば、「それは違います」と言わざるを得ません。

刑事裁判の公開審理の原則は口頭主義、直接主

義等と言われていますが、裁判員裁判では正にこれが実施されています。また、情状は犯情と一般情状に区別され、犯情と一般情状とはその比重が異なります。

このような思考方法になれた裁判官、検察官は、裁判員裁判以外の刑事事件においても同様の思考で臨んでおり、裁判員裁判以外の一般刑事だけやる弁護人だからといって、「今まで通りにやってくれる」と、安閑としていられるものではないと思います。

1年に一度だけ、土曜日・日曜日の2日間を使って、刑事弁護人としてのスキルをアップデートする機会を作りましょう。

5 2019年の 第7回の模擬裁判・模擬評議

2019年の第7回の模擬裁判・模擬評議の日程は、既に決まっています。

8月3日土曜日と8月4日日曜日の2日間です。

第6回と同じ記録を使って、異なる裁判官、裁判員による量刑評議を予定しています。例年通り裁判官・検察官も多数参加することとなるでしょう。

刑事弁護人として、模擬裁判・模擬評議をのぞいてみませんか。

*過去の模擬評議と模擬評議検証研修のDVDを弁護士会で貸し出しております。ご希望の方は、司法調査課（TEL 03-3581-2207）にお問い合わせください。

シンポジウム「医療事件における医学文献等の収集と活用の実際」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 三枝 恵真 (55 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療事件に関する訴訟技術及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動しており、医療訴訟に関心のある東京三会会員を対象に、毎年1回のシンポジウムを企画している。本年は、医学文献に関する法曹界と医療界の相互理解を深めるべく、標記のテーマでのシンポジウムを開催した。

【開催日時】 2019年(平成31年)1月15日 18時00分

【演者】 基調講演 順天堂大学医学部・大学院医学研究科教授 小林弘幸医師

【パネリスト】 東京地方裁判所民事第35部(医療集中部)部長 佐藤哲治判事／患者側代理人 松井菜採弁護士(東京弁護士会所属)／医療機関側代理人 小西貞行弁護士(第一東京弁護士会所属)

【コーディネーター】 蒔田寛弁護士(第二東京弁護士会所属)

医療訴訟では、診療当時の医療水準、具体的場面における注意義務の内容、因果関係の立証など様々な場面で、医学文献が用いられる。もっとも、数多の医学文献の中から、当該事案に即した医学文献を収集することや、そこに記載されている医学的内容について正しく理解し、評価することは容易ではない。

そこで、小林医師に、医師の立場から「医学文献の収集と医療行為の評価」の演題で基調講演を頂いた。医療裁判では、症例報告が証拠として提出されることも珍しくないが、治療効果を判断の上では統計学的検討が不可欠であり、よい結果を紹介した「症例報告」を集めたとしても全体像を踏まえたものでなければ、その価値は低いなど、貴重なお話があった。

続いて、松井弁護士、小西弁護士より、患者側・医療者側代理人の立場で医学文献の収集等についての報告があった。医学文献検索サイト、東弁・二弁合同図書館、国会図書館、大学医学部図書館、書店などで数多くの医学文献に当たり、適切なものを収集するとの姿勢は共通していた。その後、佐藤判事にも登壇頂き、パネルディスカッションを行った。

医師の立場から、本邦においても最新の医療情報は「英字論文」として発表されており、日本語論文では適切な情報は得られないとの指摘もあったが、医療裁判では、過去の事案であることや日本語を用いるという裁判上の制約などから、英字論文が裁判で利用されることは多くないようである。また、証拠提出に当たり、医師が重視するインパクトファクター(当該論文が掲載された学術雑誌の影響度)等は必ずしも重視されていない現状が浮き彫りとなった。裁判所は、各学会において策定される診療ガイドラインに一定の規範性を認めており、これと異なる治療等を行う場合には医療機関側でその治療の合理性を説明する必要性を感じた。最近ではインターネット文献が証拠として提出されることも増えているようであるが、裁判所として、基本的な概念理解として利用することはあっても、これで個別事案の心証を形成することはないようである。

他にも、①文献の提出方法、②手術動画の活用方法、③適正な医学文献の分量、④証拠説明書の立証趣旨の記載などについて活発な議論がなされた。いずれも医療事件を扱う弁護士にとって稔り多いものであった。

2020年1月にシンポジウム開催を予定しているので、医療訴訟に関心のある弁護士は、是非ご参加を頂きたい。

2018年度の最終回となる第47回市民会議は、「公益通報制度と日本版司法取引制度」というテーマで行われた。

当会の公益通報者保護特別委員会の出口裕規委員長、光前幸一委員、小暮典子委員から、(1)公益通報者保護法の基本、(2)当会公益通報者保護特別委員会の活動、(3)現行法の概要及び問題点、(4)当会の意見書について、(5)公益通報者保護専門調査会の報告書の概要、(6)司法取引と認証制度について、(7)法改正の行方等について説明がなされ、その後、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する(発言順)。

岡田：公益通報者保護法ができたことで、一番得をしたのは消費者庁だと思う。消費者庁が食品偽装を次々と摘発できたのは公益通報制度があったからこそ。しかし、消費者のためと思って自分を犠牲にして告発した人の中には、不利益を受けている人もいるはずであるが、そうしたバックグラウンドのことは消費者に伝わっていない。

消費者関連の研修などでは、公益通報者保護制度のことは少しは出てくるが、それにより消費者が利益を得ていることや、その陰で不利益を受けている人もあるということに思いをはせるような情報は出てきていない。そういうものが出てくれば、消費者ないし国民は絶対通報者側を応援するはずである。それなのに、現実には本人と弁護士さんだけで闘わなければならないという状況にある。

消費者庁に窓口を一本化するという案が出ているが、そうであれば消費者庁にもっと権限を持たせ、人を付けて、予算も付けなければならないと思う。

逢見：近時、企業の不祥事が後を絶たない。もともと公益通報者保護制度をつくるときには、実際に現場で

不正行為を知っている人がいて、そうした人たちが声を上げないと不祥事はなくなる、ということから法律ができたはずである。しかし、法律ができた後も、現場にいる人としては、通報することで自分に報復がくるのではないかと恐れて、なかなか状況は変わっていない。

現在は、まずは内部通報で、それで駄目なら次が行政という順番となっているが、内部通報をすれば、解雇とか降格という報復がありうるわけで、そうした立て付けそのものを見直していかなければならない。保護される範囲も、現在の労働者だけではなくて、もう少し広げて取引先なども含まれてもよいと思う。

そうした見直しをしていかなければ、企業の不祥事が後を絶たないという現状にメスは入れられないのではないか。

津山：公益通報者保護法の見直しのための専門調査会の意見書は、まだまだ不十分ではあるが基本的に賛成である。「内部告発社会はまずい」「密告社会」になるのではないかと、というような雰囲気を変えていくことが一番大事だろうと思う。

新聞社にとって、内部告発は調査報道を行ううえで、決定的に重要なものである。報道に際しては内部告発により具体的な資料を入手できる。金融機関による暴力団への融資事件、精神科病院内部での事件、リクルート事件などでも重要な役割を果たしたと聞いている。

ところが、新聞社はこの公益通報者保護制度の見直しに一般に関心が薄い。「朝日新聞デジタル」のサイトには内部告発の窓口がある。ここにはある程度告発がきていて、それが紙面に載った例もある。しかし、新聞社としてはそれが公益通報に当たるかどうかという感覚がほとんどなく、関係ない別の次元でやっているんだという意識が強い。そこには、制度に頼らなく

出席者・市民会議委員

(9人)

*敬称略

*肩書は2019年1月30日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
逢見 直人 (日本労働組合総連合会会長代行)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
後藤 弘子 (千葉大学大学院専門法務研究科教授)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)
山本 一江 (消費生活専門相談員)

でも報道倫理としての守秘義務で通報者を守ってきたんだという自負があると思う。

日産自動車の事件については、実は内部通報制度が内部で進んでいたという記事が出ている。2017年の春に外部専門業者により内部通報制度をつくり、それにより2017年9月には車両検査の違反が国土交通省に見つかった。それを受けて、スピークアウトというポスターを張って、内部通報を奨励したことが、ゴーン氏の件に繋がっているのではないか。「ゴーン・ショック」は内部通報制度の意義を確認するきっかけの1つになるんじゃないかと感じている。

田中：公益通報者保護は、企業についての問題だけれど、労働者の告発をどう保護していくかという問題でもあり、事業者に対する事後的な懲罰という面から経団連が反対しているというような問題もある。

しかし、一番の問題は、企業ぐるみでやっている不正をどのように防ぐかということである。会社が、不正を行うことで利益を出している場合、それを是正することで会社がつぶれてしまうこともある。告発する側もそうした運命共同体にある人たちということになる。そこで内部告発は余り機能しないと思う。今回の日産の例は権力争いという背景もあって成立しているのではないか。それをどうしたらいいのかというのが問題の本質だろうと思う。

また、それから通報者として、必要な資料、証拠をどうやって示していくのかという問題もある。不正アクセスをして得た資料が使えるのかということもある。

今は、取りあえずは告発者を保護するということが第一で、その先に、そうした会社を是正する方法をどうしたらよいかということが次の議論となってくるのだと思う。

長友：最近、某市の市長が部下に対して、家に火をつけてこい、と言っている様子の録音が流される報道

があったが、そのようなことも公益通報者保護の対象になるのだろうか。その市長としては、何年たっても案件が進まなかったということに対するいら立ちがあったのかもしれないが、あれが録音されたというのは異常な話。急に録音するわけではないので、何回も何回も同じようなことがあったら立ちで、業を煮やした職員もいたのであろう。

すべての告発が正鵠を射るかどうかが、これは分からない。分からないけれども、自浄作用が働かないとすれば、では、誰がどう正すのかということになる。自浄作用が働かなければということで考えたときには、やはりこの制度、法律に基づいた制度をよく吟味していただいて、適正な評価をくだしてもらおうということが私は正しい道だと思う。それが実効を上げ得るかどうかが、それはまた別であるが、そういう意味でその制度を持っている団体の長としても注目をしていきたい。

また、組織というものは、例えば企業においては利潤を上げるためにいろいろな考えの人がいて、中で活動したことの無い人には分かりにくい話が多々ある。弁護士会には、そうした組織というものを理解した上で、制度の検討を進めてもらいたいと思う。

後藤：ゴーン氏の事件などを見ると、内部告発により刑事手続に繋がることが原則のようにになっているが、別に刑事手続の端緒のために内部告発があるわけではないはずである。刑事手続への道を開くためとすると、内部告発者というのは警察の手先かという話になってくる。

公益通報者保護制度は、内部告発を奨励するものではないと言っているが、内部告発をしやすい状況をつくり出したとき、今の刑事システムというのは、誰かを名指して、その人に刑罰を科すという仕組みしかない。これは医療事故などでも言われることだが、自浄作用が働かないときに、内部告発によってそのシス

テムをよりうまく動かそうという話ではなくて、1人を名指しして、その人を切って終わりということになっている。

公益通報者を保護して、いろいろなことが言いやすい社会をつくっていかうというのが公益通報者保護制度だとすれば、それと刑事手続がリンクしてしまっている現状を少し考えないといけない。セクハラの問題も、日本だとMeTooムーブメントと言っても、なかなか顔出しして名指しをしてできないという状況がある。刑事手続をとらないという道も、弁護士会として模索していくべきではないか。

例えば、不祥事になる前に初期消火に成功したというグッドプラクティスをいろいろな形で集めて、これこそが本来のあるべき公益通報制度であるということをアピールしていくことは弁護士会の役目という気がする。

江川：いわゆる日本型司法取引について、第1号の事案を聞くと、会社が自分たちの社員を差し出して、会社は免責されるというのは、社員としては会社の仕事でやったはずなのに、とすごく変な感じがする。告発する側にも弁護士が付いていて、告発された側にも弁護人になる弁護士がいて、これから裁判でもいろいろと争われて時間がかかっていくと思われる。新しい制度であるので、その間にも弁護士会としても、適正であるかどうか、問題点はないかなどということをチェックしていく必要がある。

司法取引制度は、自分が助かるために人を巻き込むということで、社内の勢力争いに使われるのではないかとということが法律制定のときから随分言われていた。弁護士会として、どちらの弁護士にも寄らない、けれども専門家集団としてチェックしていくような仕組みがあれば、問題点があったときに早く発覚して是正に結び付けられるかと思う。

磯谷：公益通報者保護制度については、密告社会を推奨するのではないかとということで、当初、事業者側にも消極的な意見があった。しかし、ここまでいろいろな不祥事が出てくることになると、かなり危機感が出てきて、海外からどう見られるかということも含めて、いよいよ事業者側としても考えるタイミングになってきていると思う。

現行の公益通報者保護法は、まだまだ不十分かもしれないが、今日お話をあつた改正案に即した実効性を上げるための制度を事業者としても考えなければならない。それは、事業者としては危機管理ということになるのではないかと思う。だから、監査制度なども含めて、コーポレートガバナンスの観点から見たときに、こうした制度をつくっている事業者が評価されて、信用があるというような社会をつくっていかなければならないと思うし、そのためにはお話をあつた内部通報制度についての認証制度などについても、最初は形だけかもしれないけど、そうしたところから始めていくことが重要だと思う。

山本：公益通報者保護法の改正に向けて、消費者委員会から報告書が出されているところ、消費者庁に一元的窓口をという方向だと思うが、岡田さんもおっしゃっていたように、行政は権限がないと弱い。消費者庁も、食品表示などは景表法がその所管なので、ある程度調査などはできると思うが、医療分野で同じようにできるかという、専門の職員や調査機関がない中で、現実的に期待するのは難しいのかなと思う。

あと、実際に声を上げるのは労働者が中心となるはずである。そうすると、労働者や退職者などが相談するという中で、消費者庁というところにアクセスしていくかという疑問がある。可能であれば、厚労省の中に窓口をつくった方がより多くの相談を受けられるのではないかなと思う。

平成31年2月12日開催 東京地方裁判所委員会報告

「刑の執行猶予と保護観察について」

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 増田 径子 (48期)

1 はじめに、地裁刑事部裁判官より、以下のとおり刑の執行猶予・保護観察の現状と制度についての説明がありました。

- (1) 平成29年、全国地裁の刑事通常事件の終局総人数50,591名のうち有罪49,335名、その中で全部執行猶予は約60%の29,121名、保護観察が付いたのはその7.6%の2,203名でした。一部執行猶予(平成28年6月施行、実刑の一種で宣告刑の一部だけ執行猶予となるもの)は1,503名で、ほぼ全件(1,496名、大多数が薬物乱用事案)に保護観察が付きしました。
- (2) 保護観察を付すのは、更生環境が不十分で自力更生が望めない、犯罪性がかなり進んでいる、再度の執行猶予、その他の場合です。
- (3) 平成29年の裁判員裁判では、有罪とされた944名のうち、全部執行猶予は209名、その中で保護観察に付されたのは51.7%の108名でした。裁判官裁判と比べて多く保護観察を付す傾向にあります。

2 続いて、東京保護観察所保護観察官より、以下のとおり保護観察の状況について説明がありました。

- (1) 平成29年の東京保護観察所における保護観察付全部執行猶予者新規受理件数は219件(罪名では窃盗91件が最多)、年末係属件数は872件でした。保護観察付一部執行猶予の新規受理件数は27件、年末係属件数は26件でした。
- (2) 保護観察は、対象者が更生するよう、実社会の中で保護観察官と保護司が協働して指導監督を行うもので、担当保護司や保護観察官が、原則月2回面接して生活状況を報告させ、遵守事項を守って生活するよう必要な指示を行うという方法で行われます。
- (3) 保護観察所においては、性犯罪や薬物、粗暴性の高い事件などを起こした保護観察対象者に対し、

専門的処遇プログラムも行われています。東京保護観察所における集団による薬物再乱用防止プログラムでは、全員にお茶を配り和気藹々とした雰囲気の中で教育課程を行い、併せて、断薬意思の強化を図るため、尿検査や唾液による簡易薬物検出検査も行っています。

3 最後に、質疑応答、意見交換が行われました。

- (1) 保護司へのなり手を増やす工夫については、保護司の活動拠点となる更生保護活動サポートセンターの設置をさらに進め、保護司の面接場所として、自宅だけでなくセンターも利用できるようにしていますとの説明がありました。
- (2) 保護司と対象者とのマッチングについては、保護観察所において、さまざまな事情を考慮し、十分に面接を行い、対象者に相応しい担当者を選んでいきますとの回答がありました。
- (3) 保護司の委員からは、地域の関係諸機関と連携し生活環境を調整しながら対象者を引受人につなぐのが、難しいけれども保護司の大きな役割となっていること、検察官の委員からは、再犯防止・更生のための社会内処遇の重要性から、論告でも適切な事案では保護観察を求めていること、また、東京地検では社会復帰支援室が、弁護士会や法テラスとも連携しながら対象者を地域につなぐ役割を担っていることについての報告がありました。

次回は令和元年6月7日、「裁判所の広報等」がテーマです。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第91回 「死刑と憲法」をあらためて考える

憲法問題対策センター企画部会長 伊井 和彦 (37期)

1 2019年3月27日に、東弁・死刑制度研究会の主催で、木村草太・首都大学東京教授(憲法学)を招いて、「死刑と憲法」というテーマで会員の勉強会が開催された。興味深い考察があったので、ご報告したい。

「死刑と憲法」に関しては、昔より『死刑違憲説』と『死刑合憲説』が弁護士や研究者の間でも存在し、それぞれ『死刑廃止違憲説』まである。

『死刑違憲説』とは、「死刑は憲法36条が禁止する残虐な刑罰に当たる」「憲法13条は個人の生命権の最大の尊重を必要としている」「憲法18条は奴隷的拘束を禁止しているのに、それ以上の死刑まで憲法が認めるはずがない」「死刑は憲法19条が絶対不可侵とする思想・良心の自由まで奪う」等の理由で「死刑は憲法違反」とする。

これに対し『死刑合憲説』は、「憲法31条は、法律の定める手続によれば生命を奪う刑罰、すなわち死刑まで認めている」「憲法31条で死刑自体は認められる以上、憲法36条の残虐な刑罰に当たるか否かはその執行方法次第である」「憲法13条も生命権についての尊重は公共の福祉に反しない限りとしている」「憲法18条や19条違反の主張は、解釈論としては無理があり過ぎる」として、「死刑は合憲」とする。

更に、『死刑廃止違憲説』は、「憲法31条や13条の定め方からすれば、現行憲法は死刑の存在自体を制度的に認めて予定しているものであり(制度的保障論)、死刑の廃止には憲法改正が必要」とする見解である。

2 解釈論としては、さすがに憲法31条がデュープロセスの保障の上で「生命を奪う刑罰」まで明文で認めている以上『死刑違憲説』は難しく、「憲法は死刑制度を許容している」とした上で「しかし死刑の存在を憲法上必要としているものでもなく、法律をもって死刑を廃止することは可能」と解釈されるのが一般的であろう。

しかし、死刑と憲法の関係について初めて論究した最高裁昭和23年3月12日判決(刑集第2巻3号191頁)は、「一人の生命は、全地球よりも重い」

として生命の尊貴を謳い、「死刑は最も冷厳な刑罰であり窮極の刑罰である」としながら、前述の13条や31条が生命剥奪の刑罰を想定していることを根拠に「憲法は刑罰としての死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべき」とし、更に「死刑の威力力によって一般予防をなし、死刑の執行によって特殊な社会悪の根源を断ち、これをもって社会を防衛せんとしたものであり、また個体に対する人道観の上に全体に対する人道観を優位せしめ、結局社会公共の福祉のために死刑制度の存続の必要性を承認したものと解せられる」とまで述べている。

この最高裁判決は、死刑について「憲法が社会防衛のためにその必要性まで認めている」とさえ読め、すなわち「死刑制度は憲法が制度として保障している」とも解釈できるものである。

3 木村草太教授は、この昭和23年3月12日付最高裁判決の正体が「制度的保障としての死刑」論ではないかと述べ、「死刑違憲論は、制度的保障論との戦いである」とレジュメを結んでいる。それは、「死刑を合憲とした上での廃止論」でも同様であろう。

現在、日弁連においては死刑制度廃止に向けた運動がなされているが、死刑存続論として、この死刑制度の「憲法上の制度的保障論」(すなわち、死刑の廃止には憲法改正が必要)がいずれ強く主張される事態も予想され得る。上述の最高裁判決の解釈の是非も含め、「死刑と憲法」の関係についてあらためて検討することは必要であろう。

4 なお、筆者は、近代人権思想の中で、応報としての「目には目を」的な同害報復の刑罰(身体刑)は否定されてきたのに、何故に最も過酷な身体刑である死刑のみがその存在を認められるのか? 「目をつぶされたら目をつぶして贖う」「腕を切り落とされたら腕を切り落として贖う」ことが残虐なら、「生命を取られたら生命で贖わせる」ことも残虐な刑罰ではないのか? 憲法36条と身体刑の関係について、ずっと疑問に思っている。その答えも、どなたかにご教授していただきたいと考えている。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を 第32回 女性弁護士カフェ～多彩なロールモデルからヒントが見つかる～ に参加して

男女共同参画推進本部委員 木村 佐知子 (67期)

1 女性弁護士カフェの開催

2019年4月12日、当本部主催による表題の企画が開催されました。この企画は、若手女性弁護士向けのキャリア形成支援イベントとして企画され、ロールモデルとなり得るような先輩女性弁護士を講師にお迎えし、前半のパネルディスカッションと、後半の「ワールドカフェ」(※講師毎にテーブルを配置して、参加者が各テーブルを移動しながら近い距離で懇談する)の2部制で構成されるものです。当本部としても初の試みとなる企画でしたが、63期以降の女性会員にターゲットを絞って広報をし、さらに、本会の会員に限らず広く対象期の女性弁護士から参加者を募ることとしたところ、当日は会の垣根を超えて36名の若手女性弁護士の参加をいただくという盛況ぶりとなりました。

講師としては、当本部委員であり本企画の発案者でもある寺町東子会員(46期)がコーディネーターを務めたほか、パネリストには本会より、女性弁護士のための法律事務所の経営者弁護士である杉村亜紀子会員(55期)、公設事務所での経験を経て現在は江戸川区にて特定任期付公務員を務める船崎まみ会員(60期)、企業内弁護士等を経験して独立、現在は地元密着型の事務所を運営する水谷江利会員(当本部委員・62期)、加えて、第二東京弁護士会より三菱商事株式会社の社内弁護士である近藤千明弁護士(63期)の計4名をお迎えし、それぞれの立場からお話をいただくことができました。

2 前半・パネルディスカッション

前半のパネルディスカッションでは、まず現在組織内弁護士として勤務する船崎会員、近藤弁護士から、組織で働くことのメリット・デメリットについてのお話がありました。メリットとしてはやはり休暇制度等の福利厚生が充実しているという点のほか、仕事が属人的ではないので、突発的な休みの際などに周囲にカバーしてもらいやすい、プレッシャーが少ない、といった点の指摘がありました。これに対しデメリットとしては自由業である一般的な弁護士と比べるとフレキシビリティに欠ける、組織特有の不自由さがある、といった



指摘がありました。

そのほか、水谷会員からは、子供が小さいうちは企業内で働いて、ある程度大きくなってきたら独立、というように、結果的には良い部分をとってキャリア選択ができたという意見、杉村会員からは、独立の魅力として自由度が極めて高い働き方ができることの指摘などがあり、弁護士という資格のメリットを生かして、自分なりのキャリアを作っていくという貴重な経験談をお聞きすることができました。

3 後半・ワールドカフェ

後半のワールドカフェでは、ドーナツなど美味しいお菓子をいただきながら、各講師を囲んで参加者7～8名のグループで順次お話をうかがいました。自分も含め、参加者の女性弁護士たちもまた妊娠、出産などのライフイベントを見据えてキャリアを再考したり、イソ弁からパートナーになる、あるいは独立するといったキャリア選択が現実味を帯びる時期であることから、それぞれの立場から様々な質疑応答がなされました。また、これほど女性弁護士が集まる機会は稀と思われるところ、私としては、他の参加者との意見交換も大変有意義でした。

4 結語

本イベントを通じて、キャリアは結局は自分で作っていくものだと再認識させられましたが、他方で一堂に会した諸先輩方や同世代の女性弁護士の存在に心強さを感じることもでき、次回開催が早くも期待されるところです。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第74回 大阪高裁平成28年11月29日判決（判時2377号54頁）

メリット制による労災保険料の増加額と、第三者の不法行為に起因する業務災害との相当因果関係が否定された例

労働法制特別委員会委員 石川 かほり (69期)



1 事案の概要

Aは、タクシー乗務員として、旅客運送事業を営むX社に雇用されていた。X社は、政府に納める労災保険料の算出方法として、「メリット制」が適用される事業であった（メリット制の概要については後記「2」参照）。

平成27年2月15日、Yが運転していた大型二輪自動車が赤信号を無視して交差点に進入し、Aが業務上運転していたタクシーと衝突。この事故によりAは死亡した（Yは、本件事故により発生した損害につき不法行為責任を負う）。

本件事故は業務災害にあたるため、Aの遺族は、労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付として、特別支給金300万円の支給を受けた。

X社は、メリット制により、Aの遺族が特別支給金を受給したことで、X社が平成29年度から平成31年度に負担すべき労災保険料が合計約336万円増額されることとなり、この保険料増加額は、Yの過失に基づく不法行為によって発生したものであると主張し、Yに対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行った。

原審（京都地裁平成28年7月1日判決・判時2377号58頁）はX社の請求を棄却したので、X社が控訴した事案である。

2 メリット制とは

一定規模以上の事業の労災保険料を、過去3年間に発生した労働災害の多寡に応じて増減させる制度のこと。

労災保険の保険料は、賃金総額に、事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算出される（これを一般保険料という。労働保険の保険料の徴収等に関する法律〈以下「徴収法」という〉11条）。しかし、同種事業であっても、災害防止に熱心な事業とそうで

ない事業を一律に同じ保険率による保険料負担とすることは不公平であり、また、使用者の災害防止努力を妨げることにもなりかねない。

そこで、一定規模以上の事業については、過去3年間に発生した労働災害の多寡に応じて、保険料率を40%の範囲内で増減させるメリット制がとられている（同法12条3項）。その結果、労働災害の発生率が高くなるほど保険料負担が重くなり、反対に発生率が低いほど保険料負担が軽くなる。

3 争点

従業員が業務に従事中、第三者の不法行為により死亡し、労災保険給付がされたことにより、使用者が支払う労災保険料が増額した場合、保険料増加額を第三者の不法行為と相当因果関係のある損害と捉えることができるか。

4 原審の判断

原審は、下記の3つの理由を挙げて、労災保険料の増加額とYの不法行為には相当因果関係がないと判断した。

- ① 労災保険料の負担は、使用者が労災保険により、労働基準法に基づく労災補償責任の免除等の利益を受けるための支出と評価できるから、労災により利益を受ける使用者が負担すべきであり、これにより利益を受けない第三者に転化することは公平とはいえない。
- ② メリット制に基づく保険料の増加は、労働者の保護、使用者の具体的公平及び災害防止努力の促進という徴収法の政策目的に由来すると評価すべきであり、第三者の故意・過失により生じたものと認めることはできない。
- ③ 使用者は、労災保険を利用せずに、直接労働者

に労働基準法に基づく災害補償責任を履行することができ、その結果、労災保険給付、ひいてはメリット制による保険料の上昇を抑えることができる。すなわち、メリット制による保険率の上昇は、自ら労働基準法に基づく災害補償責任を履行しないという使用者自身の選択の結果に由来する。

5 本判決の判断

(1) 結論

労災保険料の増加額とYの不法行為には相当因果関係がない（控訴棄却）。

(2) 理由

ア 労災保険料の支払は業務災害の有無にかかわらず発生する徴収法上の義務であること

労災保険料は、使用者が、法に基づく義務として負担するものであって、その負担額は、第三者の不法行為に起因する業務災害があったか否かにかかわらず、使用者の負担の具体的公平を図る等の観点から、徴収法により定められているものである。

イ 保険料の増加は特定の業務災害に起因するものではないこと

メリット制が適用される場合、保険料は、過去3年間の労災保険給付の額等を前提に算定される。また、一般保険料の額は、使用者が支払う賃金総額に基づき計算される。

したがって、使用者が負担する労災保険料は、過去3年間における労災保険給付の額や賃金総額によって変動するものであって、その増減額は、ある特定の業務災害があったことから直ちに算出し得るものではない。

ウ 法に基づく請求や手続がされない限り、労災保険給付の内容が不明であること

労災保険給付は、労働者災害補償保険法に基づ

き、労働者や遺族等の請求に基づき、労働基準監督署長の決定を経た上でなされる。

すなわち、ある特定の業務災害が発生した場合に、具体的にいつ、どのような保険給付がされるかは、法に基づく請求や決定といった手続がされない限り不明なものである。

6 検討

本件の争点について判示した裁判例は、公刊されたものとしては初めてであり注目に値する。

原審判決及び本判決は、いずれもX社の保険料増加額とYによる不法行為との相当因果関係を否定した。その判断に共通しているのは、労災保険料は、使用者が徴収法に基づいて負担するものであり、メリット制に基づく保険料の増加も、徴収法がメリット制を採用した趣旨（使用者間の具体的公平と災害防止努力の促進）から生じた結果であるから、これを加害者に負担させることは公平でないという点である。

ただし、原審判決が挙げる理由③（メリット制による保険率の上昇は、自ら災害補償責任を履行しないという使用者自身の選択の結果に由来すること）を本判決は採用していない。その理由は、本判決でも述べられているとおり、労災保険給付は、労働者や遺族等が労働基準監督署に請求を行うことで支給されるものであるから、労災保険給付を求めるかどうかは労働者側の判断に委ねられているのであり、使用者が選択した結果とはいえないと判断されたからではないかと考えられる。

本件と類似する論点として、交通物損事故の被害者が、自己の保険会社からの車両保険金の支払いを受けた場合、契約更新後の保険料が増額されることがあるが、その増加額の賠償請求をすることができるかという問題がある。近時では、これを否定する裁判例が多数になりつつある（東京地判H13.12.26 交民34・6・1687等）。

トピック

北九州視察

刑事弁護委員会委員・東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会委員
樋口 裕子 (63期)

2019年3月2日、3日、三会障害者等刑事問題検討協議会のメンバーで、刑事手続後の支援の現場を見学するため、北九州にあるNPO法人抱樸、更生保護施設・田川ふれ愛義塾、有限会社野口石油、北九州自立更生促進センターを訪問した。なお、当協議会においては、SH名簿（福祉士との連携が必要であるとして被疑者・被告人に障害が疑われる刑事事件や高齢である刑事事件が配点される弁護士の名簿）の運営などを行っている。

● NPO 法人 抱樸

最初に訪問した「抱樸」は、下関駅放火事件の元受刑者を出所後に受け入れた施設として有名であるが、元々はホームレス支援をしているNPO法人である。抱樸では、その人に必要なケアが重視されている。そこで、もし制度がないために必要なケアが実現できない場合には、現状の制度で満足せずに、行政に訴えていくのである。このように、制度中心でなく、人中心に考えている。なお、「抱樸」という名称には、整材にされてから受け取るのでは手遅れになるとして、刺がついていても傷つくことを恐れず、荒木（樸）のまま抱きかかえるという思いがこもっている。また、賃貸借契約に必要な保証人を準備することができない人に保証人を提供する保証人バンクシステムや、自立のための住居を紹介してくれる不動産業者の自立支援居宅協力者の会などの独自のシステムを構築し、これによって自立の妨げとなる障壁を取り除いている。このように、地域生活を継続していくための様々なシステムやネットワークを作りつづけている点に大きな特徴があると感じた。

● 更生保護施設・田川ふれ愛義塾

田川ふれ愛義塾は、非行少年専用の更生保護施設である（平成29年1月1日時点において、日本に男子少年専用の更生保護施設は2か所、男女少年専用の更生保護施設は田川ふれ愛義塾の1か所のみ）。「人を預かることは、その人の人生を預かること」という理事長の工藤良氏の言葉に責任感が現れている。また、アンパンマンが顔のアンパンをあげて元気をあげるように自分も少年たちに元気をあげたいという言葉に少年への思いがあふれている。ここに来る少年の多くに被虐待経験があるため、今後の生活環境を整えるのが基本であるとのことであった。そして、少年たちに様々な分野で活躍している10名ほどの社長に会ってもらうなどして、それぞれに「理想の大人」像をもってもらい、価値観を変えていくという取り組みをしているとのことであった。

● 有限会社野口石油

野口石油は、非行少年を積極的に受け入れている民間の会社（協力雇用主）である。要請のあった少年の受入れを断ることはせず、必ず受け入れているという。また、実際に雇った少年が、大幅に遅刻して夕方になって出社してくることもあるが、怒らないとのことだった。そうすると、当然、少年の先輩たちから苦情が出るが、この先輩たちへの社長の野口義弘氏の対応が素晴らしく、遅刻している少年を先輩に迎えに行かせ、少年の生活を目の当たりにさせるという。最初は、非行少年に対して否定的だった先輩も少年の生活を目の当たりにすると、少年に対し理解を示すようになるというのである。視察当日、勤務していた子

にインタビューできたが、野口石油について、「全て認めてくれる」「色眼鏡で見ない」「素の自分を見せられる」という言葉が出てきた。

●北九州自立更生促進センター

自立更生促進センターは、国が設置した仮釈放者（男性）を受け入れる施設で、北九州と福島の2か所しかない。開所にあたり、住民の反対があったということで、入居者は1人で周囲を出歩くことができず、一定の場所までは職員が同行することになっている。だいたい3か月ほどで退所して、住居に転居する。風呂や各部屋などのプライベートスペース以外は防犯カメラが付けられるなどしているが、それでも少しでも早く仮釈放を受けたいが受入先がない人にとっては、必要な施設なのではないかと感じた。



いずれの施設もとても素晴らしく、もう二度と道に迷わせない、その人の人生を豊かにしたいという思いにあふれていた。私たち弁護士も、福祉士と連携して、被疑者・被告人の立ち直りを支援することが重要であると実感できた視察であった。

第77回

新進委員会 OB・OG に聞く

vol.2 二代目委員長 杉村亜紀子会員 編

編者：新進会員活動委員会副委員長 安田 善紀 (67期)

委員 齋藤 魁 (70期)

新進会員活動委員会(略称：新進委員会)では、これまで、各分野で活躍している弁護士へのインタビュー記事を掲載してきました。今回は、当委員会の二代目委員長杉村亜紀子会員(55期)に、当時の当委員会における活動内容、当委員会卒業後の会務活動等について、お話を伺いました。

— まずは、杉村会員が委員長をされていた当時の委員会の状況についてお聞かせください。

私が委員長を務めさせていただいたのが2007年なんです。この年は現行60期と新60期が登録される年で、いよいよ新司法試験の人たちがやってきて、若手のことを考えないといけない、という頃でしたね。研修などもどうしたらいいのかと、みんながどきどきしていた時期だったんです。

— そのような中で、具体的にはどういった目的で委員会活動をされていましたか。

当時は、若手が凄く増えてきて、本当に法曹3000人時代が到来してしまう、という感じでした。これから若手がどんどん増えてくるのに仕事はどうなっちゃうんだろう、という危機感があった時代だったんです。実際、弁護士会から割り当てられる法律相談の担当が目に見えて減っていったり、国選事件が取りにくくなっていたり、そういうことが現実に起きていました。弁護士が増えて大変になるかもしれない、そんな風に、若手自身に凄くリアルに危機感が出てきた時代だったんですね。だから、そういった現状を理事者にわかってもらわなくてはならないと考えていました。

— 特に記憶に残っている活動はありますか。

若手へのアンケートの分析をLIBRAに載せてもらうことができたんですが、そのとき、せっかくだからということで、LIBRAに新進委員会の紙面を持たせていただくことになりました。一つの委員会が紙面を持ち続けるって、多分当時はあまりなかったと思います。ただ、初めは何をしていいのかわからなくて、とにかく気軽に読んでもらえるものにしようと思い、霞が関周辺のグルメスポットの特集とか、スマホでスケジュールの共有化ができるとか、そういった記事を掲載していました。あとは、弁護士会館活用法、カバンの

選び方、会費の問題、パソコンの活用方法、などですかね、覚えているのは。

委員会ができたばかりでしたので、委員長の自分としては、プレッシャーはすごくありましたね。ほら、幕府でも会社でも、二代目がダメだと潰れるって言うじゃないですか(苦笑)。だから、とにかく私は初代の人たちの頑張りや、ちゃんと次につなぐようにしなきゃいけないと。ここで潰れてしまうのはもったいない、続くように頑張らないといけない、と個人的にはひたすら思っていました。新進委員会が続いて、今日みなさんが来てくださって、うれしいです。

— もし今現役の委員長だとしたら、新進委員会としてどのようなことをやっていきたいと思いませんか。

若手に対するアンケートは続けていくことに意味があると思うので、とても大事だと思います。ただ、若手といっても、ごく一部の人の意見しか委員会に入ってこないんですね。そういう積極的に意見を言う人たちよりも、弁護士会に興味がなく、イエスともノーとも意思表示をしない人たちの方が、今ではもう数が多いと思うんです。だから、そういう人たちの意見こそ聞くべきなんじゃないかなと。私が委員長の頃も、新進委員会の意見を聞いておけば若手の意見を全部聞いたように扱われたらすごく嫌だなと思ったことがあって、そういう風に使われたくはないなと思います。

あと、当時は弁護士会の活動の仕組みが全然わからなかったんですね。たとえば初代委員長の福崎聖子会員のときには、法律相談センターの委員にお越しいただいて、法律相談についての説明や解説をしていただきました。ちょっと変わったところでは、弁護士会館のエレベーター(の制御アルゴリズム)がどうにかならないかとか、会館にコンビニを入れられないのかとか、そんな疑問を投げかけたら、それが耳に入ったのか、会館委員会の委員が「説明に行きます」



杉村会員の事務所にて

とさせていただき、会館見学をしていただいたこともあり
ました。

説明を聞いて実態がわかると、なかなか難しいんだな
ということがよくわかりました。逆に、何か問題提起をしても、
「現実を知らないのに何言ってるんだ」と思われるのはとても
悔しいじゃないですか。なので、いろんな会員に教えていた
だいたことをよく覚えています。

そういう意味では、手探りの中であれこれと勉強を続けて
いくことは大事だなと思いますね。

——ところで、女性の委員長ということで、当時は注目され
ていたと伺ったのですが。

いや、そんなことはないですよ（苦笑）。ただ、男女共同
参画の分野で頑張っている他会の弁護士から急に電話があ
って、「新進委員会は、女性はどうなっているの」って聞か
れたことがありますね。当時は、女性の委員長はそんなに
いませんでしたし、新進委員会は福崎聖子会員から2代続
けて女性だったので、たぶん他の弁護士会からしても興味
を持たれたんだと思います。

——女性としてどのような弁護士であるべきか等、そういった
問題意識は委員会でもあったんですか。

特になかったような気がします。ただ、何かで意見書を書
いたときに、女性だから押し付けられないでほしいという意
見を出したんですよ。女性もやりたいのにできる環境にない
のか、それとも単純にやりたくないから声を上げていないの
かをきちんと見極めてもらわないと困るというような意見を書
いて出した覚えがあります。

——現在の会務活動は、こういったことをされていますか。

東弁では法教育をずっとやっています。明日も小学校に
授業に行きます。日弁連では若手サポートセンターをやっ
ていますね。あとは、関弁連で理事をやらせてもらって
いたときに立ち上がった法曹倫理教育に関する委員会に入
っていますが、これが面白くて。いろんなロースクールの
法曹倫理の授業を見に行くという部会に入っていて、関東
だけでなく、

北海道、東北、関西のロースクールに行き、メンバーにも
恵まれて色々なご縁ができました。

——顧客獲得のために、やっている活動などはありますか。

（少し考えて）あまり宣伝広告とかはしていないんですよ
ね。下心が見えると逆に敬遠されたりするかと思って。

うちの事務所は、女性3人なんですね。その印象が強い
みたいで、知り合いの弁護士に、「女性弁護士だけかいま
せんか」って言われたときに思い浮かべていただけるんです。
そうやって声をかけていただくこともありますし、そういう
弁護士同士のご縁はありがたいと思います。

あと、本を書く機会を大切にしています。お誘いを頂
いたら共著でも加除式のものでもやらせていただくように
していますね。勉強にもなりますし。それから、難しい
事件や特別な法律の事件とかが来たときに、怯まないで
挑戦しよう。たとえば、他の弁護士に相談して、一緒に入
らせてもらえませんかとお願ひして、やったことのない
分野をやってみる。そういったことで、自分を広げてい
きたいと思っています。

——当会の若手会員に対してアドバイス、激励等が
ありましたらお願いします。

私から見ると、若手の皆さんは、今までのスタンダード
なスタイルと違って、フットワークの軽さだったり、ITの
強さだったり、人脈づくりのうまさだったり、いろんな
人生経験を経られている方もいたり、すごいな、魅力的
だと思う弁護士がいっぱいいます。それに、これだけ
弁護士が身近になってきて、色々な分野に活動の幅を
広げているのは、若手会員が開拓してきた分野もある
と思うんです。なので、まずは、自信を持てばいい
と思います。

それから、もっと理事者や先輩にいろいろ聞いたり
教えてもらったりしていいところがあると思います。

後は、仲間づくりですね。同期や期の近い人たちは
悩みも似ていたり、それを乗り越えて成長していく
過程も近かったりするんです。それって、同じ仲間
としてとても大事だし、貴重な関係だと思ひますし、
ありがたい存在です。仲間づくりが一番大事だ
と思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

54期(2000/平成12年)

短くも密度の濃かった修習生活



会員 中川 素充 (54期)

54期司法修習生は、修習生1000人時代の最初の年でした。クラスも2つ増え、研修所の事務局長が「実験」と発言したことから、ソフトボール大会で「実験中」Tシャツを着たクラスもありました。

研修所では、研修所に入る前の諸活動（入所パーティー実行委員会の委員長など）で味をしめたため、研修所外での学習会や事務所訪問に参加したり、企画したりして、その後も夜遅くまでお酒で懇親を深めていました。そのため研修所の講義では、居眠りをすることも。ある教官からは、「中川君は、研修所に入ってからなあ…」と言われてしまいました。

実務修習は、静岡。温暖な気候で、海も山もあり、休みの日になると20万円程度で買った中古車で県内を乗り回していました。10人の修習生も個性的なキャラクターばかりで、集まるとうるさいくらい笑いが絶えませんでした。

検察修習では、外国人少年による連続強盗致傷事件をはじめ様々な事件を担当させて貰いました。中には、殺人事件を担当していた修習生もいました。指導担当検事は、「修習生は、戦力だよ～」なんて言っていますが、実際には、冗談でしょう。次席検事の（鬼の）決裁の時には、修習生でなく、指導担当検事が「おまえの指導が悪い！」とこっぴどく怒鳴られていました。私は、いつも隣で直立不動のまま冷や汗を流していました。

弁護修習では、主に主担当・副担当の二人にお世話になりました（さらに沼津修習という沼津での1週間の修習も）。主担当は、会長経験もある方で、常日頃から

「ゆとりを持って仕事をしなさい」と仰っていました。さて、今の自分はどうか…（考えるのはやめておこう）。副担当は、消費者事件や医療事件、犯罪被害者問題などにも取り組む方で、時には厳しく怒られることもありましたが、被害者遺族への対応に関する訴訟の起案など新しい問題の一端を垣間見て勉強になりました。

刑裁修習は、厳格な雰囲気法の法廷と物静かだけど和やかな裁判官室が印象的でした。特に、質問すると気さくに即座に教えてくれる右陪席の裁判官（現在は東京高裁部総括）の知識の深さに圧倒されました。今でも、裁判所でお会いすると「おい、中川。刑事裁判、ちゃんとやっているか」と気さくに声を掛けてくれます（しかし、私は、最近、当番ぐらいで、裁判員裁判もやっていないので…）。

民裁修習は、右陪席の裁判官にずっとついていたのですが、事件数の多さに圧倒され、夜遅くまで記録を読んでいた。印象的だったのは、部総括から医療事件（産科事故）の和解案の作成という課題を課された時でした。記録を読み込み、どうすれば当事者が納得する和解案となるか必死に考え、合議にも参加させて貰いました。修習期間中には和解に至らなかったのですが、半年以上経って既に弁護士となっていたある日、部総括から「中川くん～、君が和解案を作った事件。今日、和解が成立したよ。本当に良かった」と電話を頂きました。突然のことでしたが、うれしい報告でした。

ここには書けなかった話も含め、修習期間は短くはなったものの公私ともに密度が濃い修習で、少なからず今の自分に影響していると思います。

東京の女性弁護士として

会員 家高 陽子

1 東京に慣れたか

私は、弁護士になる以前まで関西に住んでおり、就職活動も関西で行っていたので、東京に来るなんて夢にも思っていなかった。ご縁があって、私は東京に来ることになった。

東京で働くという話を頂いたとき、関西在住の私は漠然とした不安を抱き、私よりも一足先に東京に就職した関西出身の同業の友人に相談をした。すると、弁護士になる不安はあっても、東京に対する不安はなかったとの回答を得た。たしかに、約1年間の修習で多くの経験をさせて頂いたものの、修習生と法曹との差はとても大きい。それに比べると、関西と東京の差はそこまで気にするものではなかった。東京には梅田がたくさんあるようだという感想を抱いた。「東京には慣れた？」と聞かれることは多いが、エスカレーターの立ち位置や鉄道の複雑さに関すること以外には特に回答は思い浮かばなかった。

2 女性弁護士として

東京で弁護士として働いてみると、修習地の京都や出身ロースクールの所在地である大阪よりも、女性弁護士と出会う機会が少ないと感じる。事件の種類にもよるかもしれないが、担当事件の相手方はほとんど男性弁護士である。もともと弁護士全体に対する女性の割合は多くはないものの、東京に来てから、自分が少数派であることをふと思うことがあった。弁護修習先が女性弁護士2人、男性弁護士1人の事務所であったことが影響しているかもしれない。また、出身高校には法曹の集まりがあり、70期の

司法試験合格者のお祝いの会に出席したことがあるが、出席した70期合格者約10名のうち、1名が男性でその他全員が女性であったことも影響しているかもしれない（なお、生徒の男女比はほぼ1:1の高校である）。

男性だから、女性だから、などと言うつもりはないが、少し寂しく感じている。

3 東京の弁護士として

私が弁護士になったのは、簡単に言うと、祖父や父に「弁護士なら何でもできる」と言われ、何でもできた方が良さそうだ、と思ったからである。その言葉の裏には、勉強・調査の積み重ねや、人へ伝える能力が前提となっていることを、弁護士になって痛感している。その積み重ねや努力を怠らず、成長できればと考えている。

私の祖父は東京に出張することがしばしばあり、約10年前には、私を出張に同行させて法務省等を訪れたことがある。先日、家族から、昔祖父が千鳥ヶ淵の桜がすごく綺麗と言っていたが、東京の桜はどうか、というLINEがきた。そこで、私の法曹への道を応援してくれていた祖父を思い返した。

東京に慣れているのかどうかも、弁護士として成長できているのかどうかも、自分ではよく分からない。私の司法試験の最終試験日の後すぐにこの世を去った祖父に、「私は司法試験に合格して、東京で弁護士をやってるんやけど、弁護士として成長できてるんやるか」と心の中でつぶやいた。

『ダークナイト』

2008年/アメリカ/クリストファー・ノーラン監督作品

正義は都合よく作られる

会員 藤田 達郎 (67期)



『ダークナイト』
ブルーレイ ¥2,381 + 税
DVD ¥1,429 + 税
ワーナー・ブラザース ホーム
エンターテインメント
© 2014 Warner Bros.
Entertainment Inc.

1 あらすじ

バットマンは、アメリカを代表するアメコミであり、架空の大都市ゴッサム・シティ（モデルはニューヨークのマンハッタン）の犯罪組織と闘うヒーローの話である。本作は、2008年に公開されたクリストファー・ノーランのバットマン三部作の2作目に当たる。

ゴッサム・シティの犯罪組織は、バットマンの登場、さらに、地方検事ハーヴィー・デントの登場により、弱体化していた。本作の悪役であるジョーカー（顔全体を白く、口には唇が裂けたようなメイクを施し、舌を出しながら奇妙な喋り方をし、仲間であっても躊躇なく人を殺す。まさに狂気を体現したような怪物である）は、犯罪組織がバットマンに怯え、その結果、ハーヴィーのような正義の台頭を許していることに強い不満を覚えていた。ジョーカーは、犯罪組織から雇われ（というか、彼らが狂気に屈して雇わざるを得なくなった？）、ゴッサム・シティに再び恐怖をもたらそうと画策する…。

2 正義から悪、そして作られた正義

ハーヴィーは、バットマンに扮するブルース・ウェインが正体を隠しながら悪と闘うのと対照的に、名前も顔も明かして（検事であるから当然であるが）悪と闘う、ゴッサム・シティの市民にとってヒーローであった。本作の肝の一つは、そんな正義のヒーローであったはずのハーヴィーが、一転して悪に墮ちる場面である。ハーヴィーは、同僚検事のレイチェル・ドーズ（ブルースの幼馴染）と付き合っていた。し

かし、レイチェルは、ジョーカーの罠によって命を落としてしまう。怒りに支配されたハーヴィーは、レイチェルの死の原因を作った相手に復讐をすることを決意するのだが、その手段を選ばない。平気で人を殺めるようになる。正義もきっかけさえあれば簡単に悪に墮ちる。このことを証明するのがジョーカーの狙いだった（もっとも、ハーヴィーは自分なりの正義を実現していたようにも思える）。そして、ハーヴィーは、レイチェルの死がゴッサム市警のゴードンの捜査ミスにあると考え、彼の息子を殺めようとする。しかし、それはバットマンによって阻まれ、結果として、ハーヴィーは命を落とす。ゴードンは、市民がハーヴィーの犯した犯罪を知れば絶望するだろうから、結局ジョーカーの狙い通りになってしまったと落胆する。しかし、バットマンは、直ぐさま、ハーヴィーの罪を全て自分がかぶることをゴードンに提案する。つまり、虚像であってもハーヴィーが正義のヒーローであり続けられれば、ジョーカーの狙いは実現されないのである。結局、ハーヴィーは、高潔な検事のまま人々の記憶にとどまることになった。正義は暴走したが、最後は、都合よく作られた。

本作は、その作品性の高さが高く評価されていたにもかかわらず、「アメコミだから」という理由？でその年のアカデミー賞作品賞の候補に選ばれなかった。翌2009年のアカデミー賞作品賞の候補数が5作から10作に増えたが、前年の作品賞候補から本作が漏れたということが理由の一つとなっているらしい。



料理を嗜む

会員 篠田 恵里香 (61期)

1 私にとっての料理

料理とは何か。私にとって料理は、「人に喜んでもらうツール」であり、「自分の楽しみ」でもある。自分の作った料理で、笑顔になってもらえるのは、とても嬉しい。そのため、料理を人に振舞う機会を少しでも多く持ちたいと思う。

どういうイメージか、よく、「料理しないよね」と言われる。しかし、私は「料理好き」である。料理は、私にとって常に身近だ。小さい頃から両親が共働きで、食事は自分たちで作っていたし、ホテルマンだった頃は、シェフの見事な腕捌きを間近で見っていた。

絵やクラフト作りなど、「作る」ことが好きな私にとって、料理は「創作欲」を満たす日常の癒しともいえる。同じ材料でも作る人によって味が変わり、その姿を変える様は実に趣き深い。その場の思いつきで、材料や調味料を試しに混ぜてみるのは冒険だが、「美味しい!」と思えるレシピが生まれたときは、爽快な喜びである。自作レシピを増やすのが今の趣味である。

2 15分で5品作ろう

とはいえ、「弁護士」という忙しい職業柄、「30分の煮込み料理」などそう作ってはられない。日頃のメニューは、「ごく簡単」な超時短レシピである。例えば、良く作る自作レシピは、

- ① 刻みパプリカのなめ茸生クリーム和え
- ② 小口ネギとマスカルポーネチーズの生ハム巻
- ③ 卵豆腐の青のりドレッシング&生クリームソース
- ④ おぼろ豆腐の練り雲丹生クリームがけ
- ⑤ おくらともずくのすし酢和え白ごまのせ
- ⑥ かぶのカルパッチョ岩塩とオリーブオイルがけ

など。これらは、その名の通り「合わせるだけ」のレシピで、味付けもほぼない。ただ、おすすめなのが、某スーパーにて600円ほどで購入できる「トリュフソース」である。これを1、2滴垂らすだけで、高級フレンチのような香りを与えてくれる。卵かけご飯にもおすすめだ。

- ⑦ 根菜の冷製スープ
- ⑧ きのこのポタージュ

これらも実に簡単である。個人的には「佐賀県産たまねぎスープ(粉末)」の使用をお勧めするが、コンソ

メでもよい。粉末と水と具材(かぶ・ごぼう・大根・まいたけ等)をレンジでチンして、牛乳・生クリーム、塩コショウで味を調えミキサーにかけるだけ。仕上げにオリーブオイルとブラックペッパーをかけると風味が良くなる。簡単だが、コース料理の間にちょっと顔を出しそうなお洒落さもある。

以上が前菜系レシピだが、手前みそながらなかなか美味しい。ごく簡単なので、のんびり屋さんでも20分で5品は作れるはずである。私の場合、「15分で5品」をモットーに、包丁片手に阿修羅像のように奮闘しているため、その間、夫はキッチンには近寄れない(笑)。

3 家事を趣味に

弁護士の業界でも、家事と仕事の両立に悩み、料理が「義務」と感じる方は多いだろう。しかし、せっかくだらば、料理も楽しいほうがいい。食器も安くお洒落なものが増えたので、盛り付けも自作で楽しんでしまえばいいと思う。

料理とは無縁、なんて方も、上記レシピは簡単なので、僭越ながら是非作ってみてほしい。また、料理をむしろ「楽しもう」と思える方が少しでも増えたらこの上ない幸せである。最後に、この投稿で私に対する「料理ができない」疑惑を払拭できることを祈っている。

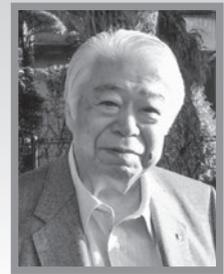


追悼

故 宮崎 章 会員 (20 期)

2018年11月13日逝去・85歳

1980年度以降 東京地方裁判所調停委員
1984年度 東京弁護士会副会長
1989年度 日本弁護士連合会常務理事



懐かしき宮崎章弁護士を偲ぶ

会員 楠本 博志 (19 期)

宮崎章弁護士は、平成30年夏に心筋梗塞を発症し、ご自分の誕生日である同年11月13日に満85歳で逝去された。

宮崎弁護士は、昭和32年に武蔵野大学経済学部を卒業し、一旦民間会社に就職したが、恩師の佐々木秀雄弁護士の勧めもあって、心機一転弁護士を志した。その後、宮崎弁護士は、佐々木弁護士の事務所において事務員として勤務しながら、日本大学法学部(夜間)に入学するなどして司法試験の勉強を続け、昭和40年に司法試験に合格した。そして、昭和43年に東京弁護士会に登録し、弁護士として一步を踏み出した。

宮崎弁護士は、弁護士登録と同時に、東京弁護士会の一派である法曹大同会に入会したが、昭和44年頃、法曹大同会の中に、足立憲英弁護士(18期)らと共に、若手弁護士の会である「竹林会」を立ち上げた。同会では、若手弁護士が親睦を深めると同時に、会務や人事のあり方について議論するなどして活発に活動していたが、宮崎弁護士は、その中心的な存在であり、構成メンバーの良き相談相手であった。

そんな中、上記足立弁護士が、昭和59年度の東京弁護士会の副会長に当選した直後の昭和59年3月末に急逝するという緊急事態が発生した。そこで宮崎弁護士は、多くの会員の推薦を受けて、副会長の補欠選挙に立候補し、当選した。当時の東京弁護士会の役員は、会館建設問題が重要な段階を迎え、しかも、副会長4人制最後の年度にあたるなど極めて多忙な状況であったが、宮崎弁護士は、1年間、阿部三郎会長の下で立派に副会長の職責を果たした。

宮崎弁護士は、昭和55年以降東京地方裁判所の調停委員として長く活躍し、平成元年度には、日本弁護士連合会常務理事として、その重責を全うした。

以上のような功績もあって、宮崎弁護士は、平成16年11月3日に旭日小綬章を受章した。宮崎弁護士は、温厚かつ誠実な人柄で法曹大同会の若手弁護士の厚い信頼を受けていたことから、多くの若手弁護士が宮崎弁護士の叙勲を大いに喜び、固辞する宮崎弁護士を説得して祝賀会を催したものである。

宮崎弁護士は、自分が目立つことを好まず、法曹大同会の会員が東京弁護士会の役員に立候補する際には、会内の意見を調整するなど、縁の下の力持ち的な役割に徹していた。私は昭和63年度に東京弁護士会の監事に立候補し、翌平成元年には副会長に立候補したが、それは、宮崎章弁護士から強く推されてのことであった。宮崎弁護士は、私にとって、親しい友人であっただけでなく、会務活動に取り組みきっかけを作ってくれた恩人でもあるのである。

弁護士としての日常業務の面では、宮崎弁護士は、同期の治子夫人と一緒に宮崎法律事務所を開設し活動されていた。その取扱い事件は、クレサラ、借地借家、相続、交通事故、不動産取引等一般市民を対象とする事件が多かったが、財団法人交通事故紛争処理センターの嘱託弁護士としても長く活躍した。

宮崎弁護士は、「難しい意見や考えを持っている人の意見や考えをいきなり否定せず、よく聞いて、最後にはうまく説得するようにする」ことをモットーとしていた。

以上のように、宮崎弁護士は、長く弁護士会の活動に貢献されるとともに、日常業務に於いては市民の味方として誠実に事件解決に尽力されたのであり、信念を貫いた充実した生涯であったと思われる。

宮崎弁護士との別れは寂しい限りであるが、数々の懐かしい思い出を残して下さったことに感謝し、心よりご冥福をお祈りする次第である。

憲法記念日にあたっての会長談話

1 国内外の多くの人々に苦難を強いた戦争が終結して70余年、この間、我が国は、戦争の当事国になることもなく、平和を享受することができました。

もちろん、世界各地での戦争の犠牲や被害は今なお完全に解消されたわけではありませんし、とりわけ沖縄の基地負担については住民の意思を尊重するとともに、私たち全ての国民が向き合うべき問題であると考えます。

2 日本国憲法は個人の尊厳を根本的な価値として、個人の自由や平等を保障していますが、近年は社会的少数者の権利の保障、性による差別の是正などの問題について、少しずつではありますが憲法の理念が浸透しつつあります。

特に、遅きに失したとはいえ、ハンセン病患者に対する隔離政策や旧優生保護法による障害者らに対する強制不妊手術の不当な権利侵害が是正されつつあることは、大きな一歩と言えるでしょう。

また、子どもの貧困や虐待、性や婚姻等における選択の自由や多様性の保障の問題などを含め、今なお回復されていない権利侵害の救済や自由の実現において、憲法は最後のよりどころとなっています。

さらに、本年4月の改正入管法の施行などにより、今後、

日本社会はますます多様な人種・民族的背景を持つ人々を受け入れることとなりますが、憲法はすべての人が個人として尊重されることを求めており、多様性と共存という価値をより高める必要があります。

3 他方、近年、私たち東京弁護士会が反対してきた特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法などの憲法の基本原理を損なう法制度も成立しました。これらの法制度に対しては、憲法が保障する知る権利を害しないか、恒久平和主義に反しないか、内心の自由や表現の自由を害しないかなどについて、私たちは不断の努力によって問い続けなければなりません。

さらに、憲法改正問題については、私たち東京弁護士会は、本年2月12日に、いわゆる9条の2改憲案の問題点を指摘し国会に熟議を求める意見書を出しました。

4 72回目の憲法記念日を迎える今、私たち東京弁護士会は、憲法の理念を生かし、人権の守り手として、これからもみなさまの信頼を得られるような活動を続けてまいります。

2019(令和元)年5月3日

東京弁護士会会長 篠塚 力

こどもの日にあたっての会長談話

今日は「こどもの日」です。

おそらく、多くのご家庭で、ご自身のお子さんの成長を喜び、お祝いの食卓を囲んでおられることでしょう。しかし、私たちの社会には、自分の親と今日の日を迎えることができない子どもが少なからずいることにも思いを馳せたいと思います。そして、私たちが、血縁上の親子関係や法律上の親子関係にこだわるのではなく、社会全体で子どもの成長発達を担うという意識を持ちたいと思います。

この1年ほどの間に、虐待により命を落とした子どもたちの痛ましい事件が相次いで報道され、社会の関心を呼びました。

それを受けて、児童福祉法や児童虐待防止法の改正の必要性が議論され、今国会で、親による体罰を禁止することが明記されようとしています。親が子どもに暴力を振るう際、「しつけ」であると強弁する者が少なくないことからすれば、体罰の禁止を法律上に明記することは重要な意味を持つと言えます。

もっとも、民法には、親権者に懲戒権を認める規定が残ったままであり、この規定を根拠に体罰を懲戒権行使と強弁する余地を残しています。かねてよりその削除の必要性が言われているところであり、早急な対応が望まれます。

今年は、国連で子どもの権利条約が採択されて30年（我が国が批准してから25年）の節目です。子どもの権利条約は、

我が国の法制度においても、子どもを「保護の客体」ではなく「権利の主体」として見るべきという、「子ども観」に大きな転換を求めるものでした。

しかし、いまだに我が国の多くの法制度は、子どもの権利保障が実現しているとは言い難いものに留まっています。子どもの成長発達権を保障し、あらゆる場面において子どもの意見表明権を保障する法制度への転換が必要です。

東京弁護士会は、子どもの権利条約批准に先立ち、「子どもの人権110番」という無料の電話相談と面接相談を実施し、子ども自身からも多くの相談を受けて、子どもの権利救済を図ってきました。

今後は、子ども自身が、弁護士に対して公費で、自分の代理人としての活動を依頼できる「子どもの代理人」制度の実現に向けて、取り組んでいきたいと思えます。また、児童相談所への弁護士常駐やスクールロイヤーの配置並びにそれらの弁護士への弁護士会としての支援体制の整備など、社会の弁護士に対する期待が高まっていることを踏まえ、東京弁護士会としても、社会の期待に応える取り組みを力強く進めていきたいと思えます。

2019(令和元)年5月5日

東京弁護士会会長 篠塚 力

法律学

『法律英語の用法・用語 改訂版』長谷川俊明／第一法規
 『法政策学の試み 特集・独禁法と労働法』神戸大学法政策研究会／信山社
 『司法研修所論集 2018 (第128号)』司法研修所
 『比較法ハンドブック 第3版』五十嵐清／勁草書房
 『法の経験的社会科学の確立に向けて 村山眞維先生古稀記念』Foote, Daniel Harrington／信山社

外国法

『英国司法審査とEU法』兼平裕子／成文堂
 『インドの憲法新版「国民国家」の困難性と可能性』孝忠延夫／関西大学出版部
 『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』Théry, Irène／明石書店
 『オーストラリア会社法概説 第2版』加納寛之／信山社出版
 『法律英語と紛争処理 改訂版 民事訴訟手続, ADR, 倒産手続他』長谷川俊明／第一法規
 『アメリカの大都市弁護士 その社会構造』Heinz, John P.／現代人文社
 『格付機関の役割と民事責任論 EU法・ドイツ法の基本的視座』久保寛展／中央経済社
 『米国特許クレーム例集 現場で得たノウハウを例を用いて解説』山下弘綱／経済産業調査会
 『EU経済統合における労働法の課題 国際的経済活動の自由との相克とその調整』井川志郎／旬報社
 『アジア太平洋の労働運動 連帯と前進の記録』鈴木則之／明石書店
 『環境リスクと予防原則 (アメリカ環境法入門2) 予防原則論争』畠山武道／信山社
 『転機にたつフィンランド福祉国家 高齢者福祉の変化と地方財政調整制度の改革』横山純一／同文館出版

憲法

『人権法の現代的課題 ヨーロッパとアジア』中西優美子／法律文化社
 『未来を切り拓く女性たちのNPO活動 日米の実践から考える』金谷千慧子／明石書店
 『女性に対する暴力 被害者学的視点から』秋山千明／尚学社
 『憲法の最高法規性と基本権』山崎友也／信山社
 『憲法 第7版』芦部信喜／岩波書店
 『GDPR法的リスク対策と個人情報・匿名加工情報取扱規程』渡邊雅之／日本法令
 『データ保護法ガイドブック グローバル・コンプライアンス・プログラム指針』Determann, Lothar／勁草書房
 『実務担当者のための欧州データコンプライアンス GDPRからeプライバシー規則まで』岡田淳／商事法務

行政法

『対話型行政法の開拓録』大橋洋一／有斐閣
 『行政責任を考える』新藤宗幸／東京大学出版会
 『多機関連携の行政学 事例研究によるアプローチ』伊藤正次／有斐閣
 『行政法概説 第5版 3 行政組織法 / 公務員法 / 公物法』宇賀克也／有斐閣

『現代日本の公務員人事 政治・行政改革は人事システムをどう変えたか』大谷基道／第一法規
 『住民訴訟の上手な活用法 第2版 監査請求から訴訟までの理論と実務 Q&A』井上元／民事法研究会
 『国家補償法の研究 1 その実践的理論』阿部泰隆／信山社
 『建築法規 PRO 2019 図解建築申請法規マニュアル』図解建築法規研究会／第一法規
 『逐条解説土地収用法 第4次改訂版 上』小沢道一／ぎょうせい
 『逐条解説土地収用法 第4次改訂版 下』小沢道一／ぎょうせい

消防法

『火災便覧 第4版』日本火災学会／共立出版

国有財産法

『里道・水路・海浜 長狭物の所有と管理 5訂版』宝金敏明／ぎょうせい

税法

『国際取引と海外進出の税務』仲谷栄一郎／税務研究会出版局
 『よくわかる税制改正と実務の徹底対策 平成31年度』平川忠雄／日本法令
 『Q&A タックスヘイブンを活用した税制の実務と対応』森・浜田松本法律事務所／税務経理協会
 『日本の税制論』林宏昭／清文社
 『不動産・非上場株式の税務上の時価の考え方と実務への応用 4訂版 裁決・判決からみた税務上の時価』渡邊正則／大蔵財務協会
 『図解都市農地の特例活用と相続対策 4訂版』今仲清／清文社
 『ケースでわかる固定資産・リースの会計と税務』小林正和／中央経済社
 『金融・証券税制の実務 個人所得課税方式とその対象範囲の判定』岸英人／第一法規
 『関係会社間取引における利益移転と税務 改訂3版』小林磨寿美／大蔵財務協会
 『注解所得税法 6訂版』注解所得税法研究会／大蔵財務協会
 『上場株式等に係る利子・配当・譲渡所得等における課税方式の有利選択』秋山友宏／大蔵財務協会
 『税制改正法律案新旧対照表 平成31年度 第一法規』
 『Q&A でわかる相続時精算課税制度と各贈与税特例制度の活用 第2版』渡邊正則／税務研究会出版局
 『土地評価実務ガイド 改訂版 基本からわかる財産評価基本通達』武田秀和／税務経理協会
 『Q&Aと事例でわかりやすく解説名義財産をめぐる税務 裁判例・裁決例の結論から国税のプロが読み解く判断要素』渡邊定義／大蔵財務協会
 『小規模宅地等の特例適用可否の分岐点 改訂版』若下忠吾／日本法令
 『雑種地の評価 裁決事例・裁判例から読み取る雑種地評価の留意点』黒沢泰／プログレス
 『相続税・贈与税のための土地評価の基礎実務』渡邊定義／税務研究会出版局
 『相続税・贈与税土地評価実務テキスト 第3版 基礎から具体的な減価要因の見極め方まで』鎌倉靖二／税務研究会出版局
 『実務借地権課税 2訂版 実務家必携』中野欣治／大蔵財務協会
 『10%対応消費税の軽減税率と日本型インボ

ス制度 第3版』熊王征秀／税務研究会出版局
 『徹底解説! 消費税軽減税率 150問 150答』金井恵美子／清文社
 『消費税実務問答集 平成30年12月改訂』沢田佳宏／納税協会連合会

地方自治法

『判断に迷ったら読む自治体の債権管理50の疑問からわかる解決の糸口』青田悟朗／第一法規
 『地方自治法概説 第8版』宇賀克也／有斐閣
 『66の改革項目と事例でつなぐ議会改革実践マニュアル』早稲田大学マニフェスト研究所／第一法規

民法

『市民生活関係法の新たな展開 大西泰博先生古稀記念論文集』吉田和夫／敬文堂
 『民事責任法のフロンティア』瀬川信久／有斐閣
 『新注釈民法 6 物権(3)』大村敦志／有斐閣
 『事例にみる一般社団法人活用の実務 第2版補訂版 法務・会計・税務・登記』後藤孝典／日本加除出版
 『公益・一般法人の法人運営Q&A実践編115』渋谷幸夫／全国公益法人協会
 『実践/一般社団法人・信託活用ハンドブック 改訂増補 相続贈与・資産管理・事業承継対策に役立つ!』白井一馬／清文社
 『事例でみるスタンダード債権回収手続 専門家の視点と実務対応』大西隆司／新日本法規出版
 『代償請求権と履行不能』田中宏治／信山社
 『保証のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで』新潟泉弁護士会／民事法研究会
 『保証契約の法律と実務Q&A 債権法改正対応!』経営紛争研究会／日本加除出版
 『法務担当者のための契約実務ハンドブック』辺見紀男／商事法務
 『実践!! 契約書審査の実務 改訂版 修正の着眼点から社内調整のヒントまで』出澤総合法律事務所／学陽書房
 『不当利得法理の探究』平田健治／信山社
 『判例にみる損害賠償額算定の実務 第3版』升田純／民事法研究会
 『裁判官が読む民事裁判実務の重要論点 名誉毀損・プライバシー侵害編』加藤新太郎／第一法規
 『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務 第2版』松尾剛行／勁草書房
 『ねこの法律とお金』廣済堂出版
 『事例解説当事者の主張にみる婚姻関係の破綻』赤西芳文／新日本法規出版
 『新・成年後見における死後の事務 円滑化法施行後の実務の対応と課題』松川正毅／日本加除出版
 『書式成年後見の実務 第3版 申立てから終了までの書式と理論』坂野征四郎／民事法研究会
 『ケースでわかる改正相続法』東京弁護士会／弘文堂
 『概説改正相続法 平成30年民法等改正 遺言書保管法制定』堂園幹一郎／金融財政事情研究会
 『一問一答・新しい相続法 平成30年民法等(相続法)改正, 遺言書保管法の解説』堂園幹一郎／商事法務
 『相続法改正と税理士業務 2019年度税制改正対応』上西左大信／日本法令
 『重要判例&事例でわかる相続の手引き 平成30年相続法改正完全対応!』小谷健太郎／税務経理協会

『不動産の共有と更正の登記をめぐる理論と実務』藤原勇喜／日本加除出版
『対抗の法理と信頼保護の法理』多田利隆／成文堂
『不動産登記実務総覧 第4版』寺島健／金融財政事情研究会
『所有者不明土地問題の解決に向けて 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法と今後の諸課題』盛山正仁／大成出版社
『信託法をひもとく』佐久間毅／商事法務
『マンション管理組合のトラブル相談Q&A 基礎知識から具体的解決策まで』中村宏／民法法研究会
『当事者類型別マンション関係訴訟』鈴木隆／日本加除出版
『交通賠償のチェックポイント』高中正彦／弘文堂

商 事 法

『商法総則・商行為法 第8版』近藤光男／有斐閣
『会社法 第21版』神田秀樹／弘文堂
『ベンチャー経営を支える法務ハンドブック 改訂版 スタートアップを成長させる法と契約』橋大地／第一法規
『会社訴訟・仮処分の理論と実務 増補第3版』新谷勝／民法法研究会
『中小企業の社内調査』弁護士法人ほくと総合法律事務所／金融財政事情研究会
『商業登記実務から見た合同会社の運営と理論』立花宏／中央経済社
『株式会社との対比でみる合同会社の法務・登記・税務』加藤政也／新日本法規出版
『準共有株式についての権利の行使に関する規律事業承継の場面を中心に』仲卓真／商事法務
『指名諮問委員会・報酬諮問委員会の実務 第2版』沢口実／商事法務
『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 改訂版 CGS ガイドライン』経済産業省経済産業政策局／経済産業調査会
『株主総会・取締役会・監査役会の議事録作成ガイドブック 第2版補訂版』三井住友信託銀行株式会社／商事法務
『株主総会のポイント 2019年版 株式実務』三井住友信託銀行株式会社／財経詳報社
『株主総会判例インデックス』本村健／商事法務
『取締役の善管注意義務 コーポレートガバナンスの法的構造論』森田章／有斐閣
『事業報告記載事項の分析 2018年6月総会会社の事例分析』三菱UFJ信託銀行株式会社／商事法務
『会社法決算の実務 第13版 計算書類等の作成方法と開示例』あすむ監査法人／中央経済社
『会社法決算書の読み方・作り方 第13版 計算書類の分析と記載例』EY 新日本有限責任監査法人／中央経済社
『会社法計算書類作成ハンドブック 第13版』有限責任監査法人トーマツ／中央経済社
『Q&A 企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務 平成31年3月改訂1』その法律・会計・税務のすべて』仰星監査法人／清文社
『Q&A 企業再編のための合併・分割・株式交換等の実務 平成31年3月改訂2』その法律・会計・税務のすべて』仰星監査法人／清文社
『株式会社・各種法人別清算手続マニュアル 手続の選択から業種別の注意点まで』尾島史賢／新日本法規出版

『わかりやすい共同海損』中田栄一／保険毎日新聞社
『海上保険 グローバル・ビジネスの視点を養う』中出哲／有斐閣
『有価証券法理の深化と進化』田辺宏康／成文堂

刑 法

『法益論 刑法における意義と役割』嘉門優／成文堂
『ロクシン刑法総論 第1巻(翻訳第1分冊) 基礎・犯罪論の構造』Roxin, Claus／信山社
『刑法総論 第3版』西田典之／弘文堂
『犯罪捜査のためのテキストマイニング 文章の指紋を探り、サイバー犯罪に挑む計量的文体分析の手法』財津巨／共立出版
『国家が人を殺すとき 死刑を廃止すべき理由』Ortner, Helmut／日本評論社
『受刑者の人権と人間の尊厳 世界標準と社会権の再構成』沢登文治／日本評論社
『刑事精神鑑定ハンドブック』五十嵐禎人／中山書店

司 法 制 度 ・ 司 法 行 政

『多摩のひまわり 東京三弁護士会多摩支部設立20周年記念誌』東京三弁護士会多摩支部／東京弁護士会多摩支部
『縦横会創立90周年記念誌』東京弁護士会法友会／縦横会創立90周年記念事業実行委員会
『法律事務職員研修「基礎講座」テキスト 2019年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会
『法律事務職員研修「中級講座」テキスト 2019年度』東京弁護士会弁護士業務改革委員会／東京弁護士会弁護士業務改革委員会

訴 訟 手 続 法

『コンメンタール民事訴訟法 第2版 4』菊井維大／日本評論社
『完全講義民事裁判実務の基礎 第3版 上巻』大島真一／民法法研究会
『民事手続と当事者主導の情報収集』酒井博行／信山社
『民事弁護ガイドブック 第2版 事件処理のプロになるための』東京弁護士会法友会／ぎょうせい
『民事訴訟法』瀬木比呂志／日本評論社
『民事証拠収集 相談から執行まで』民事証拠収集実務研究会／勤草書房
『実例と経験談から学ぶ資料・証拠の調査と収集 実践弁護士業務』第一東京弁護士会第一倶楽部／第一法規
『新債権法における要件事実と訴状記載のポイント』中村知己／新日本法規出版
『私的整理の理論・実務と書式 法的整理への移行、労務、登記、税務まで』山崎良太／民法法研究会
『破産管財人の財産換価 第2版』岡伸浩／商事法務
『子の利益』だけでは解決できない親権・監護権・面会交流事例集』森公任／新日本法規出版
『裁判員裁判記録教材 第2号 法科大学院教材 殺人未遂事件』法務省法務総合研究所／法曹会
『井上正仁先生古稀祝賀論文集』酒巻匡／有斐閣
『刑事弁護Beginners ver.2.1 実務で求められ

る技術と情熱を凝縮した刑事弁護の入門書』現代人文社
『強制採尿の違憲性』小早川義則／成文堂
『取調べハンドブック』城祐一郎／立花書房
『東住吉冤罪事件 虚偽自白の心理学』村山満明／岩波書店
『子ども・若者が変わるとき 育ち・立ち直りを支え導く少年院・少年鑑別所の実践』法務省矯正局／矯正協会

経 済 産 業 法

『流通と法』野木村忠度／尚学社
『AI・IoT時代の企業法務』淵邊善彦／商事法務
『AI・ロボットの法律実務Q&A』第二東京弁護士会情報公開個人情報保護委員会／勤草書房
『IoT・AIの法律と戦略 第2版』福岡真之介／商事法務
『SNS公式アカウント運営者のための企業の信頼失墜を防ぐ法的リスク・炎上対策』小山博章／第一法規
『Q&A インターネットの法的論点と実務対応 第3版 ネットトラブルからAI・仮想通貨・裁判手続のIT化まで』東京弁護士会インターネット法律研究部／ぎょうせい
『データ活用のための政策と戦略 より良きデータ活用社会のために』東京大学政策ビジョン研究センター／商事法務
『独占禁止法の新たな地平 国際標準の競争法制へ』村上政博／弘文堂
『競争法グローバルコンプライアンス 増補版』平尾覚／第一法規
『独禁法のフロンティア 我が国が抱える実務上の課題』上杉秋則／商事法務
『下請法ガイドブック 平成31年3月改訂版 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的とする法律をやさしく解説した研修用テキスト』公正取引協会／公正取引協会
『強調表示と打消し表示に関する景品表示法上の考え方 調査報告書の概説と関連分野からの考察・評価』大元慎二／商事法務
『税理士のための「廃業」を告げられたときの対応ガイド まずは「継続」から考える』杉井俊文／清文社
『事業承継M&Aの実務 株式譲渡・事業譲渡・会社分割に係る契約書の逐条解説付き』M&A総合法律事務所／清文社
『原発再稼働と自治体 民意が動かす「3つの検証」』立石雅昭／自治体研究社
『フェア・ディスクロージャー・ルールブック』黒沼悦郎／金融財政事情研究会
『買い手の視点からみた中小企業M&AマニュアルQ&A』横井伸／中央経済社
『これですべてがわかるIPOの実務 第4版 上級IPO・内部統制実務士資格公式テキスト』山岸洋一／中央経済社
『投資信託 15訂 基礎と実務』田村威／経済法令研究会
『弁護士が実践する不動産投資の法的知識・戦略とリスクマネジメント』堀鉄平／日本法令
『キャッチアップ仮想通貨の最新税務 30年分申告・31年度改正対応』酒井克彦／ぎょうせい
『企業法制的将来展望 2019年度版 資本市場制度の改革への提言』神田秀樹／資本市場研究会
『先物取引裁判例集 80』先物取引被害全国研究会／先物取引被害全国研究会

『不動産取引における傾斜地・かけ地・擁壁の法律と実務』大川隆之／新日本法規出版
 『Q&A 市民のための消費者契約法』村千鶴子／中央経済社
 『特定商取引法ハンドブック 第6版』齋藤雅弘／日本評論社
 『キャッシュレス社会と通貨の未来』キャッシュレスの未来を考える会／民法法研究会
 『金融機関の相続手続 改訂版』北川展子／金融財政事情研究会
 『金融機関関係者のための債権法改正で変わる事務手続・規定・様式例』桜井達也／金融財政事情研究会
 『相続法改正と銀行実務Q&A 変わる相続・事業承継の仕組みと実務』柴原多／銀行研修社
 『金融情報システム白書 平成31年版』金融情報システムセンター／財経詳報社

知的財産法

『M&A,ベンチャー投資における知的財産デューデリジェンス』崎地康文／商事法務
 『実務家のための知的財産権判例70選 2018年度版 平成29年4月12日～平成30年3月26日判決』弁理士クラブ知的財産実務研究所／発明推進協会
 『発明の容易想到性, 進歩性の判断基準 事例研究』深見特許事務所／経済産業調査会
 『音楽はどこへ消えたか? 2019改正著作権法で見たJASRACと音楽教室問題』城所若生／みらいVプリッシング
 『権利処理と法の実務』数藤雅彦／勉誠出版

放送法

『東京メトロポリタンテレビジョン「ニュース女子」沖繩基地問題の特集に関する意見と当該局の対応』放送倫理・番組向上機構 (BPO)

労働法

『こんなところでつまずかない! 労働事件21のメソッド』東京弁護士会親和全期会／第一法規
 『判例INDEX 侵害態様別に見る労働事件300判例の慰謝料算定』第一法規株式会社／第一法規
 『プラクティス労働法 労働時間・割増賃金・年休・休業』梶村太市／青林書院
 『戦後労働立法史』島田陽一／旬報社
 『現代雇用社会における自由と平等 24のアンロロジー』新田秀樹／信山社
 『保険代理店の人事・労務管理と就業規則』森慎一／日本法令
 『建設業一人親方の「適正な処遇と働き方」法律ハンドブック』木田修／労働調査会
 『改正労働基準法の基本と実務』石岩信憲／中央経済社
 『働き方改革法』の実務 改訂版』川嶋英明／日本法令
 『人事労務担当者の疑問に答える平成30年改正労働基準法』岩出誠／第一法規
 『M&A人事デューデリジェンス標準手順書』野中健次／日本法令
 『M&A労務デューデリジェンス標準手順書』野中健次／日本法令
 『AI・HRテック対応人事労務情報管理の法律実務』松尾剛行／弘文堂
 『議員・議会関係者のためのセクハラ防止マニュアル』国政情報センター
 『36協定締結の手引 改訂6版』労働調査会／

労働調査会
 『春季労使交渉・労使協議の手引き 2019年版』日本経済団体連合会／経団連出版
 『高齢者雇用安定法の実務解説 8訂版』労務行政／労務行政
 『シニア社員の活かし方・処遇の仕方 高齢者雇用の企業対策とその留意点』齊藤清一／中央経済社
 『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 平成30年度 改正育児・介護休業法への対応等企業における男女雇用管理に関する調査』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
 『職場における性別ダイバーシティの心理的影響』正木郁太郎／東京大学出版会
 『男女雇用機会均等法のポイント』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会福祉法

『介護事故の法律相談』平田厚／青林書院
 『介護保険制度史 新装版 基本構想から法施行まで』介護保険制度史研究会／東洋経済新報社
 『生活困窮者自立支援 支援の考え方・制度解説・支援方法』岡部卓／中央法規出版
 『虐待「親子心中」事例から考える子ども虐待死』川崎二三彦／福村出版

医事・薬事法

『医事刑法入門 学習と実務』Hilgendorf, Eric／中央大学出版部
 『医事法学入門』姫嶋瑞穂／成文堂
 『判例INDEX 侵害態様別に見る医療事故300判例の慰謝料算定』第一法規株式会社／第一法規
 『薬事ハンドブック 2019 薬事行政・業界の最新動向と展望』じほう

衛生・環境法

『食品安全法制と市民の安全・安心』高橋滋／第一法規
 『わかへる環境法 増補改訂版』西尾哲茂／信山社

宗教法

『弁護士実務に効く判例にみる宗教法人の法律問題』本間久雄／第一法規

教育法

『スクールロイヤーにできること』ストップはじめナビ／日本評論社
 『学校トラブル法的対応Q&A 学校における法律問題と適切な対応策』弁護士法人飛翔法律事務所／経済産業調査会

国際法

『国際法のダイナミズム 小寺彰先生追悼論文集』岩沢雄司／有斐閣
 『国際財産法』奥田安弘／明石書店
 『英文ビジネス契約フォーム大辞典』山本孝夫／日本経済新聞出版社
 『国際取引法講義 第2版』久保田隆／中央経済社
 『国際法務をめぐる交渉・文書作成術』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい

『国際取引紛争 第3版』中村達也／成文堂
 『越境の国際政治 国境を越える人々と国家間関係』田所昌幸／有斐閣
 『入管訴訟マニュアル 第2版』東京弁護士会外国人の権利に関する委員会／現代人文社
 『実務家のための100の実践事例で分かる入管手続き』浜川恭一／労働新聞社
 『難民該当性の実証的研究 オーストラリアを中心に』浅川晃広／日本評論社

医学書

『プロメテウス解剖学コアアトラス 第3版』Gilroy, Anne M.／医学書院
 『麻酔科研修ノート 改訂第3版』稲田英一／診断と治療社
 『感染症最新の治療 2019-2021』藤田次郎／南江堂
 『中皮腫瘍取扱い規約』石綿・中皮腫研究会／金原出版
 『標準外科学 第15版』坂井義治／医学書院
 『標準眼科学 第14版』中澤満／医学書院
 『標準形成外科学 第7版』鈴木茂彦／医学書院
 『肺癌診療ガイドライン 2018年版 悪性胸膜中皮腫・胸腺腫瘍含む』日本肺癌学会／金原出版
 『妊娠高血圧症候群新定義・分類運用上のポイント』日本妊娠高血圧学会／メジカルビュー社
 『検査値を読むトレーニング ルーチン検査でここまでわかる』本田孝行／医学書院
 『外傷外科手術治療戦略 (SSTT) コース公式テキストブック 改訂第2版』外傷外科手術治療戦略コース運営協議会／へるす出版
 『線維筋痛症 最新の基礎・臨床知見』日本臨牀社
 『整形外科手術部位感染対策マニュアル』金子和夫／全日本病院出版会
 『消化器外科SSI予防のための周術期管理ガイドライン 2018』日本外科感染症学会／診断と治療社
 『ポンペ病診療ガイドライン 2018』日本先天代謝異常学会／診断と治療社
 『リハビリテーション医療における安全管理・推進のためのガイドライン 第2版』日本リハビリテーション医学会／診断と治療社
 『脳出血と高次脳機能障害』田川皓一／新興医学出版社
 『川崎病学』日本川崎病学会／診断と治療社
 『グローバル時代のウイルス感染症』西條政幸／日本医事新報社
 『スポーツ精神医学 改訂第2版』日本スポーツ精神医学会／診断と治療社
 『行為と動作の障害』日本高次脳機能障害学会／新興医学出版社
 『高次脳機能障害のリハビリテーション Ver.3』武田克彦／医歯薬出版
 『臨床医のための! 高齢者と認知症の自動車運転』上村直人／中外医学社
 『精神科臨床から何を学び、何を継承し、精神医学を改革・改良できたか(1)』医学書院
 『日本の精神科入院の歴史構造 社会防衛・治療・社会福祉』後藤基行／東京大学出版会
 『愛着障害としてのアディクション』Flores, Philip J.／日本評論社



「LIBRA」へのご協力をお願い

広報委員会
LIBRA 編集長 小峯 健介

1. 各種連載企画の執筆者の募集

連載企画「お薦めの一冊」（書籍の紹介）、「心に
残る映画」（映画の紹介）、「コーヒーブレイク」（趣
味等）の執筆者を募集しております。いずれも文字
数は1300文字程度です。

2. リブラギャラリーの写真の募集

表紙見返しの「リブラギャラリー」に掲載する写
真を募集しております。ご自身が撮影されたもので、
未発表のものに限ります。また、著作権、肖像権等
の権利処理上問題のないものに限ります。

ご応募は随時受け付けております。ご不明な点等
がありましたら、お気軽に編集部までお問い合わせく
ださい。

原稿掲載の採否等は編集部にて判断いたします。
必ずしも全てのご要望にお応えできるわけではありま
せんので、ご了承をお願いいたします。

*問い合わせ先：広報課 TEL 03-3581-2251
e-mail libra@toben.or.jp